

令和6年第2回安堵町議会定例会会議録
(2日目)

令和6年6月6日(木)開議
午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	教 育 推 進 課 長	吉田 裕一
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議会事務局リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	-----------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第Ⅰ 一般質問

4番 福井 保夫 議員

- ① カスタマーハラスメントについて
- ② ダブルケアラーについて
- ③ 安堵小・中学校の教員数について
- ④ こども議会について
- ⑤ かしの木台農業公園について

Ⅰ番 松田 勝 議員

- ① 熱中症マニュアルやガイドラインの作成について
- ② 防災倉庫の確保について

8番 増井 敬史 議員

- ① 消滅可能性自治体に安堵町が選定されたことについて
- ② 安堵町地域防災計画の改定について
- ③ 安堵町自主防災組織連絡協議会の運営について
- ④ 安堵町災害対策本部の災害時のタイムラインについて
- ⑤ 能登半島地震への災害派遣の成果について
- ⑥ 奈良県の災害時通訳・翻訳ボランティアへの参加について
- ⑦ 安堵町防災士ネットワーク設立について

3番 森田 裕康 議員

- ① こども園スクールバスの運用について
- ② 公用車数について
- ③ 通学時の災害、気象急変による避難対応について

6番 上林 勝美 議員

- ① 学校給食費の無償化について
- ② 学校トイレに生理用品の設置を
- ③ 遊水地の上面活用について

開 会

午前10時00分

議長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名です。定足数に達しております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し述べます。4番 福井保夫議員、1番 松田勝議員、8番 増井敬史議員、3番 森田裕康議員、6番 上林勝美議員、以上の5名です。

質問時間は答弁を含めて60分以内です。

4番 福井議員の一般質問を許します。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4番（福井保夫） おはようございます。4番 福井です。よろしくお願いします。

まず一つ目に、「カスタマーハラスメントについて」。斑鳩町は、カスタマーハラスメントに関する対応指針を作り、4月1日より施行している。行政サービス利用者から職員への理不尽な要求や暴言などの著しい迷惑行為から、職員の心身の健康を守るためにも安堵町でも対応指針を作ってみてはどうか伺います。

2番目に、「ダブルケアラーについて」。国も支援に動きだしています。安堵町のダブルケアラーの現状について伺います。今後、町独自の支援があるか伺います。

3番目に、「安堵小・中学校の教員数について」。教員らでつくるNPO法人「スクール・ボイス・プロジェクト」の調査で、2023年12月時点での勤務先の学校の欠員人数を尋ねた項目で、「1人以上いる」と回答したのは公立小で64.2%、公立中で55.9%に達した。同じ調査をした2023年4月時点に比べ、公立小で27.1%、公立中で18.9%増加した。安堵小・中学校の生徒数と教員数の現状について伺います。また、最近2、3年で産休・育休・体調不良等の諸事情により、教員不足があったか伺います。不足があった場合の対応等について伺います。

4番目に、「こども議会について」。以前にも、こども議会実施について一般質問しました。もう、そろそろ実施してみてもどうか伺います。

5番目に、「かしの木台農業公園について」。ビニール栽培（3か所）の結果について伺います。また、今年度は何を植えるのか伺います。

以上5点です。よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） はじめに、「カスタマーハラスメントについて」答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） おはようございます。富井でございます。それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメントについては、職務内容により対応方法や基準が異なるため、明確に定義づけることはできません。厚生労働省が2022年2月に対策企業マニュアルを作成しており、カスタマーハラスメントを「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当なものであって、当該手段・態様により労働者の就業環境が害されるもの」と示しています。

この中の「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当な言動」の具体例として、職員に対する身体的な攻撃、これは暴行それから傷害。精神的な攻撃、これについては脅迫・中傷・名誉棄損そして侮辱・暴言といった威圧的な言動。拘束的な行動、不退去そして居座り、それから監禁等が挙げられています。

近隣の自治体では、これらの不当要求行為等に対する要綱等が制定されていることについては承知をしておるところでございます。本町におきましても、これらの自治体の要綱や指針も参考にしながら要綱等の整備について、すでに指示をしているところでございます。

カスタマーハラスメントは職員を疲弊させ、そして組織機能、ひいては住民サービスを低下させる行為でもあります。今年度、中頃には要綱を整備し、また具体的な行動指針については細かく精査をして対応していきたいと考えています。理不尽な主張や要求に対しては毅然とした姿勢で対応できるよう、対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 他町、生駒郡3町もう実施と。安堵町も、していくということです。職員の人のとかの調査、いろんなことしながら、その場所場所でいろんな状況が違うと思います。私もちょうど30年ほど前に商工会に入りまして、役場の中に事務所がありまして、ここの町は、どんなとこかな。大きな声で窓口でやって、凄いとこやなという、ちょっといろんな経験もしておりました。

3年前ですか、5月6日、私が議長をしておるときに、某議員が総務課で1時間ほど朝からおって、課長が、ちょっと言い方があれだったというので、大きな声を出して、それで議会事務局の方に電話があり、私すぐ2階に下りて対応をして、その議員に怒りました。なんちゅう声出してんのやと。旗の棒を持って立って吠えまくった訳です。何をしとんねんというようなことで。ということもありました。その議員も、もうそんなことはしてないと思うんですけども、いろんなケースがあると思います。町内の人、外からの人、あると思います。

いろんな意味でね、私が、ちょうど商工会の時に産業課長がよく、いいことを朝、早く行ったら話してました。私はノートに、町民とのあったことは、いろんなことメモしてますと。それで何かあったら素早い対応をして、その結果どうだったかもノートにつけてますというようなことを聞き、それはいい、あれやなということで朝、8時から二人でいろんな話をしたりしてました。

せやから窓口、いろんな課によって違うと思うんですけども、また職員の人が窓口

で言われてたら課長、上司の人は、すぐ見えるんですからサッと行って対応するとか、放ったらかしにせんと、やっぱりそういうことも必要かなと。若い子が、こんなこと言われて嫌でしたとなるようなことなく、また、せっかくそういう指針を作るんでしたら今、毎月、所属長会議とかされておると思うのですが、やはりいろんな情報をそこで課長らに出してもらい、いいものを。それで、いろんなこう、ケースがあったというようなこともね、入れて対応して欲しいなと思います。

私はプロ野球の世界にいましたが乱闘シーン、メジャーリーグでもそうです。あったら全員そこに参加。出んかったら罰金というようなあれが、ずっと今もメジャーリーグもプロ野球も続いています。そうやってやっぱり、なった時に一人にさせない。皆で助けるというようなことは、物凄く必要なことだと思います。

訳のわからんことを言う人もおります。そういう面で、特に課長、部長おられたら、やはり窓口の方がすぐ見えるので、何かあったらすぐにパッと行って対応をお願いしたいと思います。

全体で、そういう、さっきも言いましたが所属長会議等で、いろんな話し合いをして、こんなケースがあったと。それで、さっきの産業課長ですけど、対応は素早かったですよ。何かあったらそれに対して。その答えもメモしてましたから。やはりそういうことも必要じゃないのかなと思います。

何かあった際には、町長がドンと受け止めてくれると思いますので。その辺、指針も作られるということですので、せっかく作るならいいものを作って、また住民にもね、知らせるようなことをしていかと、これは意味がないので。「議会だより」で私も載せますので、せっかく作るのでしたら、よそのええ所をどんどん取り入れて、副町長にお願いしたいと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「ダブルケアラーについて」、答弁を求めます。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民生活部長。

（吉田住民生活部長 登壇）

住民生活部長（吉田一弘） 改めまして、おはようございます。住民生活部 吉田です。そ

れでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の「ダブルケア」と言いますのは、狭義の意味では、育児と介護が同時期に発生する状態を指し、広義の意味では、複数のケアと、またそこにおける複合的な課題を指すと定義されております。

狭義の意味でのダブルケア、いわゆる育児と介護が同時期に発生する背景には、晩婚化、そして晩産化ということに加えて、急速な高齢化等が、かかわっており、晩産化によって育児時期が後ろ倒しにされる分、介護のタイミングと重なる人が増えているということが挙げられます。

安堵町では、介護に関する相談は健康福祉推進室が担当しておりまして、育児・子育てに関する相談につきましては子ども家庭推進室が担当しております。担当課としては二つに分かれておりますけれども、ともに福祉保健センター1階事務室で業務を行っておりますので、ダブルケアでの相談等があれば、速やかに連携を取って対応できる体制が整っております。

安堵町においては、現時点でダブルケアに関する具体的な相談件数はゼロでございますけれども、今後そのような相談等があれば、この両課に加えまして地域包括支援センターとも綿密に連携を取りながら対してまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 人口も少なくても1件あると、あったらあったで、またそれも大変です。日頃からやはりね、民生委員の会議とか、区長会とかでも、そういう状況の人がもしおったら教えてくださいというようなことで、アンテナを張り巡らしてですね、状況をしっかりと把握していただきたいと思います。

それこそ、もしなったら当事者は大変だと思います。人生終わりです。はっきり言うたら。そういった時に、ちょっとでも手を差し伸べるとかというようなことで国も、国民民主党かな、が動きだしたりしてますが、まだまだ支援等、あれだと思います。町としてね、そういう相談を受けた時は、しっかりとね、精神的にも、いろんな面でまた支援を独自ででもしていただきたいと思います。

ヤングケアラーの方は、だいぶ国も進んできたのかなという、今日の新聞でも出てましたけども。ヤングケアラーにしろ、ちょっとね、日頃からアンテナを張り巡らし、

井上・藤岡両課長にお願いしたいと思います。これは、ほんまにね、自分がそうなる
と大変やと思います。

そういう面で、小さい町のよさを生かして、いろんな所にアンテナを張り巡らして
調査等、常にしていただきたいと思います。

この件は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「安堵小・中学校の教員数について」、答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 教育委員会事務局 教育次長の富士です。よろしく願いいたしま
す。福井議員の三つ目の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、生徒数と教員数についてですが、4月現在、小学校の児童は232人、教員
は21人、中学校の生徒は117人、教員は14人ということで、これは、いわゆる
教職員定数法という法律に基づく定数を満たしており、欠員は生じていない現状です。

教員の不足は昨今の問題であり、県下においても年度当初から欠員が生じている学
校があることは聞いておりますが、本町においては教職員について欠員が生じたこと
はございません。

しかしながら、年度途中の産休・育休・病気休暇等、個別の事由により教員の補充方
法が異なります。産休・育休のように1年以上の長期に渡る休業は、あらかじめ県教
育委員会に申し出て、講師の補充が実現しやすいですけれども、病気休暇・休職につ
いては、時期を予測ができず、比較的短期間の休暇を連続して取得されることが多く、
補充の教員がなかなか見つからず、困難なところでございます。その場合、現場での
対応が求められることになり、加配でいただいている専科の教員や、校長・教頭とい
った管理職を教科指導や学級担任として何とか凌いできたのが現状です。

昨年度は、学校管理職の事務を支援するため等、本町の教育委員会事務局職員を学
校現場に派遣、支援もしてまいったところです。

現在は幸い、こうした困難な状況は生じておりません。今後、欠員がないよう努めて
まいりたいと考えております。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 病気の場合ですね、大変なのは。最近では、あまりないということです。ですから、その時は校長先生・教頭先生らに対応するんですね。

中学校の場合とか、その教科によってね、その場合は大変ですね。ほんまに、これなった時は、最近ないというのですが、もしなって校長・教頭も教科が合わんというような時は本当、どうするんですか。教育長。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 特に中学校の場合を御心配いただいているかと思いますが、基本的には特休の場合、病気休暇の場合は、1か月以上取得された場合について、県の教育委員会で補充をいただけるということですので、それについては中学校でも教科ごとの先生を手配していただくことができますけれども、ただ、それより短いというような場合は、学校等で考えていかなければいけないのですが、うちの学校規模でしたら、主要教科については複数入っていただいている場合がございますので、その先生に少し授業数を持っていただく量が増えるという、短期的な事情があるのですが、そういうことで凌いだり、中学校の場合でも複数の教科の免許を有しておられる先生もございますので、そういう先生にも御助力いただいたりということで、1か月以下の部分については、そういう形で今のところ、できております。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） そうなった時に、逆に言うたら日にち、ちょっと長めに休むような診断書でも書いてもらった方がいいような気がしますし。せやから、そういう時は本当、

教育長また町長の方でね、しっかりと県の方に言ってもらって。

先ほど、職員の中からということで、できたという回答がありました。教育委員会の方の。その場合はどういう人を逆に言ったら、入れといたらいいいのかなと。指導主事で、他で出て、そういう人らができるのですか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 先ほど申してましたのは、去年、小学校の場合で、そういうケースがございました。小学校の場合は教員免許を当然有して教育を司ることができるのは教頭まででございますので、教頭の方が学級に入って、その代替をさせていただいたと。となると、教頭先生がお持ちの、その授業以外の公務を司る部分について非常に、終日、学級へ行っているという形になりますので、その辺のことがなかなか物理的にできにくい時間が多いということで、昨年度につきましては事務局の職員が事務的な部分について支援をするということで、事務局の職員を支援に派遣させていただきました。

ケースによっては、議員のおっしゃるように指導主事を派遣させていただいたりするケースもあると思いますが、去年の場合は、そういう形でさせていただきました。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） そうやって、いろんな方向でできる人でしたら、本当に教育委員会に雇っている意味あるのかなという気もします。逆に小さい町で、ある意味やりやすいとは思うんですけど。大きい所で、先生方が何人かで。しかし、先生も大変です。はっきり言って。怪我ならまだね、いついつってわかりますけども、精神的な病気とかだったら日にちもわからんし。その辺もひっくるめて教育長、大変ですけども色々、ダメな時のその対応というか、そういうこともひっくるめてちょっと色々、策を練っていただきたいと思います。

これはまた、職員に関しても大変かなと。安堵町の場合ね。病欠の場合、あると思うのですけども。その辺も、しっかりと対応できるようにお願いしたいと思います。

私、プロ野球の指導者の資格を取りに行った時、高野連の研修の時に、高校野球の監督をする先生は、とにかく離婚する人が多いんですと。これはこれでまた違う、打ち込み過ぎて家庭を大事にしないと。せやからもし指導に行った時は、しっかり監督、部長なりのフォローをしたってくださいというようなことも言ってました。熱心すぎるのもまた家庭が崩壊していくというようなこともあり。

先生の問題、いろんな面で、特に今、こんな時代ですから大変と思いますけども、教育長しっかりと、いろんなケースを想定しながら、ちょっと頑張っていたいただきたいと思います。

本件は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「こども議会について」、答弁を求めます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己でございます。福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成27年3月の議会で同様の御質問をいただき、議会の事務局等とも検討しました結果、こども議会開催には至っておりませんでした。定例町議会の年間の日程、子供たちが議会や行政の仕組みを学習する教育課程上の年間計画の時期的な関係もあって、その発展体験学習として例年、小学6年生に、3学期の1、2月頃に町長室・議長室そして議場見学そして現地体験学習を重ねてまいりました。町長、議長等には、その際、説明役・案内役等を賜っていただき、子供たちには貴重な体験の場になっておりましたが、コロナ禍の中、その実施も困難な状況になっておりました。

現在、小学校の教科書が、4月から教科書が新しくなりまして、政治や議会、行政の仕組みを学ぶ時期が4月の冒頭、当初に教科書等でも組まれており、これまでの取組や、議会見学等の手法も視野に再考したいと考えております。

現在、郡内では斑鳩町の実施状況でございますが、様々な課題があると聞き及んでおり、児童生徒の学校の主体性を尊重しながら、持続可能な視点で検討をしてまいりたいと考えております。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） そんなに実施するのに無理なことではないと思います。8月の登校日、そういう時にしたり、と思うんです。あと、1日町長とかね。やはり将来、子供達が町長になってやろうとか、議員になってやろうとか、そういうことの私は目標というか、必要じゃないかなと思うんです。経験することによって。

私が議長の時には、ここに全員座らせて、議長席にもね。ただここで集まって話だけ、というのでは物足りんやろうからちょっと皆、座れと。分かれて座れと言って、雰囲気だけでも本当に、したことがあって。やはり子供の声を町長にも聴いてほしいなど。タウンミーティングといったらもう来る人は高齢者ばかりで、文句ばかりで、ほんまに言われるだけですし、子供の声を聴くというのがやっぱり、ある意味必要じゃないかなと。

それと、先ほど言いましたけれども、いろんな経験をさせて将来は安堵町のために町長になろう、議員になろうというようなね、ことのスタートやないですか。そう無理じゃないと思います。することが。それが、前の教育長の時も、言っても全然進まなかったし。ちょっとの気持ちだけと思うんです。計画を練って。葛城市立の白鳳中学かな、ここで中学生議会をしたら、子供の声として、タブレットを置くのが狭いと、机が。そしたらもう早速12月議会で、それに合ったものを補正予算で組んで拡張器具を購入したと。今まで恐らく学校で、狭いんですけどと言うて、そこで先生なりが、もう何も言わなかったら市の方に伝わってこない。それを言ってすぐ市長がそれをしたと。言って、こう変わるんやなという、それだけでもすごい経験やと思うんです。

そやから、その辺のね、小さい子供の声を聴くというのが、やはり目的ですから、それによっていろんなまた、先ほど言いました将来のね、目標になるかもしれませんし。

広陵町は若者議会、奈良市は学生に、「あなたが市長だったら」これは議会が開催してるんです。そういう方面は、また議会の方で色々考えていったらいいと思うんですけど、子供たちにね、特に。今年か来年ぐらいに、こども議会。小学生・中学生なりにして、令和8年度は町制40周年なんです。そこで二十歳議会をしたらどうですか。二十歳のつどいの後、向こうで終わって、こっちで二十歳の声を聴いてみたらどうですか。これはマスコミにも受けると思うんです。各放送局へ、こんなんしますよと。奈良テレビとか他の4・6・8・10チャンネル・NHK、全部に言えば、そこから

全国的なニュースで流すかもしれませんし。ちょっと変わった意味でも、ちょうど町制40周年になる年から、そういうことも頭の中に入れておいていただいてね。せっかくするんなら、ちょっと変わったこともして、町をもっといろんな意味で全国に発信していくということも必要かなと思います。

あとは、どれだけ「やったろうか」という気持ちやと思うんです。この小さい町、町長がよく「キラリと光る」と。やっぱり、もっと見せる場所も必要かなと。教育長、本当に、来年でもいいですから小学校か中学校で1回やりませんか。その後、二十歳のつどいの後、40周年を兼ねて、午前中、向こうでしたら、こっちで昼からでもええやないですか。一環として、40周年の。何かいろんな声が聴けると思いますよ。ちょうど二十歳でしたら大学、社会人にいってる子もいますし。タウンミーティングで高齢者の意見ばかりというよりは、もっといいあれが、将来の展望が聴けるかもしれません。

その辺ちょっとお願いをして、教育長、大変ですけどちょっとやりましょうよ。私、協力します。もしあれでしたら。どうですか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 議員の思いというのは非常に、聴かせていただきましたから、特に子ども議会につきましては、この前、質問をいただいた時にも、例えば、今日やられている議会であるとか、議場の、実際、議会をやっている姿を傍聴等も含めて見学させていただくとか、当然、議長室や町長室等で、色々お話を聴かせていただくとかいう方法もございますし、ちょっとその辺は、このことを子供たちが学ぶ内容がある、議会や政治あるいは行政の仕組みを学ぶマス、時間数というのが社会の中でもそれだけがすべてではございませんので、その学ぶ時間数というのが限られていますので、その時間数の中で目的を達成するために、どういう手法がいいのかということの選択を各担任の先生は考えられますので、いわゆる教育内容にもかかわってきますので、極端な言い方をしますと、最終的には教育内容を司るのは、やはり学校の先生方でございますので、それを教育委員会、教育長やから、あるいは校長先生も校務を司りますが直接指導はしません。教頭先生以下の先生方が最終的には、それをお決めになられているという教育の仕組みがございます。ただ、学校現場から今、言ったような様々な例の中で行政や教育委員会に要望があったら、またこちらの方から、そ

れを共有しながら、それがかなうような努力はしてまいりたいと思います。そこはちょっと学校現場の意向も聴きながら協議をさせていただけたらと思います。

それと、今、議員の方から御提案がございましたような、二十歳の方々を対象にした議会的なものはどうかと御提案がございましたが、いいことだなとは思いますが、ただ、今、現実には、その日の様子を朝からずっとその方々の様子を見たり、そこまでの事務的な手続きを担当させていただいているのが教育委員会でしたので、その様子を見ている中では、その成人の方々は、その日は非常に忙しくて、個人的な都合というのが千差万別でございまして、特に女性の方々にとっては1年前から予約して、着られる服装等の約束が決められていたりして、次の予定とかいうのも、すべて決まっておりますし、まず事務局としても出欠を賜る、そしてその集約をする、その連絡をする、確認をするということだけでも非常に大変な実務になっております。

ただ、そういうことも、40周年ということで、そういう部分も含めて、ちょっと私の一存ではできませんけれども、検討は、させてもらえたらと考えております。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） やっぱり無理ですね。これだけ、できない理由を並べられたら、ちょっとあれです。やっぱり安堵町という小さい小中学校ね、教育長なり町長が「やっていこう」と言うて先生方に今は言える時代じゃないですか。前みたいに教育委員会の狭い枠の中でコチョコチョとしとると違うてね。うちは、こういうことをさせたいと、そういう言葉が出なかったら、すべてにもう、ええ方向に行きませんよ。

さっきの二十歳の議会でも、別に全員来んでもええんですから、そうでしょ。何人かだけ、そこで10人でもええ訳です。ちょっとね、今の言葉じゃ、これ何も進まんなと思いました。はっきり言うて。こども議会一つできんようだったら、それは他のこと進みませんわ。こうやろうと言って目標を立てたら、それに合わせて、職員の人もおるんやから、皆で計画練って進めていかな、これ安堵町ほんまにキラリと光りませんよ、町長。教育長に言うて欲しいですね。町長どうですか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。一時、こども議会というのは相当、はやりました。各地でやっておられます。しかし、教育長ズバリと言っておりませんが、今、非常に実施している所は少なくなっております。それはなぜかということも、教育長は色々分析をしていると思います。生駒郡でも斑鳩町のみが残っている。

元々の、いっぱい色々福井議員はおっしゃいましたが、まずスタートのこども議会から言いますと、これはもう当然、小さい頃から政治や行政に興味を持たす。これが基本的なことですので、今はかなり改善はされていると思いますが、当時としては、あまり不細工なことはできないということで、質問をする内容等というのを先生が全部レクをして、きっちり収めてされたと、そういうケースが多かった。だから大変やった。ということを知っております。それでだんだんされる件数が少なくなっているのも事実です。

ですから、まず今、教育長も言いましたが、ぶっつけ本番で、この議会のような形をやるのか、あるいは、まず興味をもってもらうんだったら、後ろの傍聴をまずしてもらう。いろんな方法があると思いますので、その点については検討をさせていただきたいと思います。

次に、発達段階で、中学生・高校生・大学生・成人、そういうのでも色々考えてみたらいいのかと。これもすべて若者の政治・行政離れをいかにさせないかということだと思います。いろんなやり方があるし、福井議員も色々今、御質問をしていただきました。ちょうど40周年に何かやったらええやないかという御提案も、いただいております。

現実的にね、成人式の後というのは、実際に運営している我々からしたら、何人かでもええやないかということですけど、まず盛り上がりません。皆、久しぶりに顔を合わせたのだからどっか行こう、何かしよう。あるいは女の子でしたら、このしんどい服を早く脱ぎたいというケースが非常に多いようでございます。ですから、それも一つの選択肢でございますので、今後どれがいいのか、何がいいのかは教育長とも検討を重ねていきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） もうあまり望みません。できない理由はもう聞いてもしゃあないので。もうちょっと、どう言うのかな。やる気であれば、そこそこのことは計画を練ってやれば私は、できると思うんですけどね。

もう終わります。この質問。次、お願いします。

議長（森田 瞳） 次に、「かしの木台農業公園について」、答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 改めまして、おはようございます。事業部の廣瀬でございます。よろしく願いいたします。福井議員の「かしの木台農業公園について」の御質問にお答えいたします。

ビニール栽培についてですが、パパイヤをビニール栽培しておりましたが、管理が難しく、残念ながら作物が枯れてしまいました。ですけども、農業者リーダーといたしましては、今年1月末にカルチャーセンターにおいて「ほっと安堵タ市」の開催を行いまして、その場所でパパイヤの葉を焙煎し、パパイヤ茶の試飲を来客者の方をお願いしたところ、大変好評であったこともあり今年度、再度パパイヤを数を去年よりも増やしまして栽培を現在、実行されております。

また、例年の、小学生による収穫体験用にトウモロコシを今年は食育を学んでいただくためにも種を持って帰り、育てた苗を小学生と農業者リーダーと一緒に植える等の試みも行っております。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） パパイヤの件ですが、三つ程こんな、私も毎日、朝あそこを歩くので、1月頃から一つのビニールが飛んだりしてて、どんな放ったらかしとるんかなと、ち

よっと見てたんですけども、今後また色々していくということです。前も言っていました小学生なり、こども園児なりに植え付けから。半分は、ずっとビニールシートを敷いて草の対策をしてはるんですけども、その辺もね、学校全体じゃなくても有志の親子でね、何か植えたりするようにするとか、何かもったいないなど。あれだけ広い所で。

この前、ちょうどこの、植えるうんぬんでなく、事業課長に言うてたんですけど、防災の方になるんですけど、あそこに防災のね、今コンテナを置いてますが、そこいろんな道具を置いて、窪田・かしの木台・岡崎辺りの、あそこは高いですから拠点に、そういう物も倉庫に置いておくとかね。

それと今、区切って草のためてますやんか、あそこに土のうを作ったやつを置いておくとか、そういうのも子供たちに、土のうを入れるあれからさせたり、いろんなことがあると思うんですよ。子供らに経験さす。あと屋根をちょっと作れば、土のうを作ったやつを置いとけると思うし。防災のいろんな面での拠点、狭い町でも地区が分かれてますので。柿の里、あの辺の五つぐらいの所の各大字で道具を置いとけと言っても、意外とこれ、区長が替わったら、あれどこに置いとるねんとか。というよりは、あそこに一括して置いとくとかね。いろんな意味の使い道があるんじゃないかなという気がします。

その辺もひっくるめて、今現在、うち、ちょっとそうだったんですけども、議長、土のうの件ですけども、今ちょっと質問いいですか。

議長（森田 瞳） はい。

4 番（福井保夫） 土のうは今、どこかに積んで置いてるんですか。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 改めまして、おはようございます。安全安心課の吉田でございます。土のうの件なんですが、庁舎の北側の駐車場、町長車の入っている隣の所の、バスを停めている後ろの方に、土のうの作った分、プラスアルファ土のうを作れる砂、あと袋等は常時保管は、しております。

以上です。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 今後、今、三つね、草のための場所にしてます、その一つでもいいから、あの辺にあれば、向こうの窪田の方の人にすぐに持って行けますし、ちょっと検討していただけたらと思います。安全安心課長、よろしくお願いします。
以上で、質問を終わります。

議長（森田 瞳） この質問は、これで終わります。

以上で福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いていきます。松田議員の質問、続けてください。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1 番（松田 勝） 改めまして、おはようございます。議席番号 1 番 松田勝でございます。

本日の一般質問は 2 件でございます。

まず一つ目、「熱中症マニュアルやガイドラインの作成について」。近年、学校の管理下における熱中症は、小学校・中学校・高等学校で毎年 5, 0 0 0 件程度発生しています。そのほとんどが体育、スポーツ活動によるものです。安堵町において熱中症マニュアルやガイドラインの作成が出来ていますか。また、その運用については適切に実施されているのか伺います。

二つ目、「防災倉庫の確保について」。安堵町で活動する自主防災組織に対し、安堵町自主防災組織育成補助金が交付されることになりましたが、古くなった公民館や狭い公民館では収納が難しいと考えられます。防災倉庫も補助事業の対象となっていま

すが、限度額5万円では到底確保が困難です。防災倉庫については全額町負担すべきと思われますが、町の考え方について伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに「Ⅰ．熱中症マニュアルやガイドラインの作成について」、答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） 教育委員会 富士です。それでは、松田議員の御質問にお答えさせていただきます。

気温が高い季節においては、体を動かす活動は熱中症になりやすく、少しの異変でも見過ごすことがないよう、学校においても十分留意をしているところです。

環境省でも示している、予防対策方法に即した対応をすることとし、学校現場では事故が生じないよう細心の注意を払うよう、また適切な措置を行うように教職員会で啓発し、また児童生徒たちにも予防の指導を行っております。特に、体育の授業では水分補給のために適宜休憩を確保しているところです。

学校現場では、わかりやすくまとめた「熱中症対策のガイドライン」または「熱中症EAP」という、緊急事態の行動計画をフローチャートを作成して、迅速に適切な対応が行える体制を整えております。

Ⅰ番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ番（松田 勝） 現在まででですね、過去の事例ということで結構かと思いますが、安堵小学校・中学校における熱中症の、今までの発生状況について把握されていそうですでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 自席より失礼いたします。件数につきまして、詳細は、ちょっと把握しておりませんが、学校の方で対応は、していると聞いております。まず、予防のために暑さ指数計を用いて、小学校においては体育館と運動場の2か所、また中学校においては体育館に設置をして、その管理をしています。

そして、気分が悪くなってきた子供たちがいる場合には、涼しい所に移動したり、また水分補給をしたり等の、マニュアルに基づいた対応をしているところです。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今の発言を聞いておりますと把握は、どうも十分にできていないように思うのですが、やはりこういうことがあるとですね、やっぱり指導という意味では、十分な指導ができないということになりますから、その辺の把握というのは、やっぱり常日頃、熱中症に関する問題だけではなくてね、やっぱり教育委員会として、何を把握しておかなければならないかというのは当然あるはずですから、そこら辺りもうちょっと整理をしていただいてね、やっぱり把握すべきは把握するということところで、まずお願いをしたいと思います。

それとですね、ガイドラインがあるというようなお話ですが、マニュアル的なものがあるのかどうかというところが、ちょっとわかりにくいのと、それは運用がきちっとできているのかどうかというところが非常にわかりにくいのですが、追加で説明をお願いいたします。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） マニュアルについてでございますけれども、小学校・中学校それぞれにおいて作成は、しております。それは環境省が公表している物を参考に、全国統

一的な行動が取れるような内容となっております。その辺については教職員も、もちろん共有していることでございます。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） マニュアルも作成できているということで、それは結構でございます。要はマニュアルと言いましても色々あるかとは思いますが、私が考えているのは、まず熱中症に対する予防措置がどうなっているか。それと熱中症が発生した場合の対応方法。それと教職員の方々の自己研鑽と言いますか、そういったことを含めた事故事例ですね、全国の。熱中症に対する事故事例。どういう所で起きて、どういう対応をしているかというようなところ。が、運用をどのようにされているかというのをお聞きしたいのですが。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 松田議員の今の御質問、それぞれに一つずつ順番にお答えさせていただきます。緊急事態が生じた場合の対応については、平時から小中学校の教職員に情報を共有しており、熱中症に係る対処についても同様の対応を行うこととなります。具体的には、体調が不具合な子供がいると、その子から離れず観察する者、そして水分等を用意する者、状態によっては救急車の要請、また保護者等事前に把握している緊急連絡先へ連絡する者、そして他の子供が近寄らないように対応する者等、臨機応変に教職員が役割分担をしているところでございます。

そして、児童生徒に緊急事態が生じた場合は、学校が事前に把握している保護者等の緊急連絡先に連絡することとしております。熱中症の場合は状態によって、軽いものでしたら学校での対応で様子を見て、様子観察で済む場合もありますけれども、必要な場合は、その連絡先に連絡をすることとなっております。

そして、先生方の講習会等の形の話ですけれども、改めては行っておりません。先ほども触れましたマニュアル、そしてフローチャートを参考に行動することとしております。

熱中症による事故事例の研究についてということでございますけれども、奈良県教育委員会から送付される通知等を小中学校において、教職員の間で供覧して情報を共有しているところでございます。

以上です。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） 先ほどの、私の方から提案した中でですね、色々あるんですが、特に教職員の方への啓発活動については、やはり十分やっていただく必要があると思います。先ほどもありましたように、熱中症による事故事例ですかね、それも奈良県の教育委員会から資料をいただいて、やっておられるということなんで、それはそれでいいのですが、あとはですね、例えばAEDを使うかどうかというのは別にしといて、応急処置の仕方というのは、そのマニュアルの中でね、どういうふうに規定をされているかというのは、わかりますでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

教育次長（富士青美） 対応のことですけれども、例えば軽度の場合、まず涼しい場所に移動して、衣服を緩めて安静にさせる。そして少しずつ水分の補給を行う。首元や脇の下を氷で冷やす等、その症状が改善するかどうか、そして見極めていくところでございます。軽い症状としては、立ちくらみ、筋肉のこむら返り等が考えられます。

中程度の場合ですね、全身の倦怠感や脱力、そして頭痛・吐き気・嘔吐・下痢等、中程度の症状が出た場合には119番に通報して救急搬送する。

そしてまた、体温が高くなったり、意識障害が見られたり、痙攣・肝障害・腎障害が疑われるような症状が見られる場合は、重度の症状にあたるのですけれども、そういう場合は非常に危険な状態ですので、緊急搬送して病院で即対応をしていただくこととするガイドラインを作っております。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員、ちょっと待ってください。このマニュアルガイドの作成ができていますか。という表題に戻りますねんけども、それができておるということであれば、その中身のことについて、詳細については、また我々も含んで検討というか、勉強していきたい部分もございますので、まずその辺の中身の、詳しいことの内容の中身までですな、このところで言うよりも、またこのガイドラインができていのであれば、それを我々に提示していただいて、それをまたいっぺん見させていただいた中で、今後考えていくという方向で、もっていただいたら。質問の内容ですよ。いいんじゃないかなと思うねんけども、その辺も含めてちょっとよろしく。

はい。続けてください。

１番（松田 勝） 只今、議長の方からお話をいただいたように、ガイドライン。一応、皆さんにわかるようにですね、また資料をいただけたらいいかと思います。

あとですね、要は対策としてどのような方法があるかということの一つですね、ある学校ではミストシャワーの設置ということが、されております。私も色々調べてみたんですが、そんなに高価な物でもないし、水道の蛇口さえあれば設置は可能だというふうには考えてます。ですから、非常に簡単にできるというところからすればですね、やはりそういった対策もひとつ考えては、いかがかなと思うのですが、どうでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） ミストシャワーについては今現在、小学校の体育館前に備え付けております。今、ミストシャワーだけについてですかね。

議長（森田 瞳） ミストシャワーだけで答弁、それで結構です。

教育次長（富士青美） 小学校については体育館前に設置しております。中学校については今、設置しておりませんが、設置するように考えているところです。

以上です。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） 中学校も考えるということですから、こども園の方もその時にね、一緒に考えていただけたらと思うのですが。いかがですか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 住民生活部の吉田です。自席から失礼いたします。今、こども園の方にもという御提案でございますので、教育委員会と連携しながら検討してまいりたいと思います。
以上です。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） それでは、できたら今度の夏に間に合うように是非お願いをしたいと思っています。
この質問については終わります。

議長（森田 瞳） 次に「２．防災倉庫の確保について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、松田議員の「防災倉庫の確保について」の御質問にお答え

をいたします。

安堵町自主防災組織育成補助金は、地域における自主防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織が行う防災資機材の整備事業により、情報収集伝達用、または消火用・水防用・資機材保管用等の防災資機材を購入する経費に対して、補助対象経費の2分の1の額として、5万円を限度として補助するものとなっております。

現時点での申請数は3団体いただいておりますが、そのうち1団体が、実際には防災倉庫設置経費として申請実績がございます。しかしながら、そういった補助金の範囲ではなく、さらに規模の大きい倉庫を設置したい団体につきましては、これにつきましては別の、奈良県が窓口となる、自治総合センター「コミュニティ助成事業」というのがございます。その申請の際には、また御相談をお受けして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 私の考えていることを先に述べますけれども、まず一つはですね、最初の質問の時には言いましたけれども、要は町としてね、やっぱり倉庫をそれぞれに自治会の方に提供すべきではないかなというふうに思います。というのは今現在、自治会館なり、いろんな集会所がありますけれども、そんなに広くない。そしてまた古い所も結構あります。ですから、地震を想定するならばですね、公民館であったり集会所に道具とか全部を入れてしまうということになれば、倒壊の恐れがあってですね、実際の時には使えなくなるというようなことにもなりかねませんから、当然、そことは別の所にね、やっぱり確保すべきだというふうに思っています。

それともう1点は、大型の機材。当然今、言ったように公民館や集会所には入りませんから、そういった大型の機材については当然、町としてね、保有すべきではないかなというふうに考えています。

まずその2点、ちょっと説明お願いできますか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 各区の倉庫、なかなかスペースがないのではないかと御質問ですが、各公民館や集会所内の事情等、色々ございますので、町が1か所で共有倉庫を設置した場合には災害等が発生した場合に、道路の寸断等によって各自主防災組織が、その資機材を瞬時に確保できない場合もございます。そういった場合もありますので、まず地域、地域で倉庫は設置していただくのがベストかと思いますが、大きな機材等について、こういった物を想定していただいているのかと思いますが、またそのことについては別の観点から検討していかないといけないかなと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 区長会の方でね、提案されております、安堵町自主防災組織育成補助金の工具についてはですね、いわゆる大型な物としては、車いすであったり、可搬式の発電機・投光器ですね、それに浄水器であったり簡易トイレというような物が、色々書かれております。そういった大型な物は町として、何も1か所とは言ってませんよ、何か所かに分散して、町として持つ必要があるのではないかと。それを各自治会の方で備えてくださいよと、補助を出しますから備えてくださいよと言うのでは、やっぱり無理が来るんじゃないかなというふうに思っています。という意味での大型の物という意味ですね。

それと、先ほども言った、1か所に集めるということに関しては、1か所に集めるという意味で私は提案はしておりません。要は、それぞれの自治会館、自治会の方で持っておられる集会所等については狭いから、やっぱり他にいるだろうと。例えば倉庫であったり、物置き、いろんな物がありますけれども、少なくともやっぱり会館以外に、別の場所にね、備え付けが必要になるのではないかと考えています。

その辺、どうですかね。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 災害が起こった場合の必要な機材という物が、今おっしゃっていただいたいろんなケースがございますが、こういった時には、どういう物が必要かというのは、また担当課で整理をさせていただき、そして、こういった場合に、どこの場所で、こういった物を整備しておかなければいけないかというのは、やっぱりもう少し整理をしながら、御提案をして相談していく必要がございます。

今後また、より防災組織の強化に向けては、整備する器具・機材等についても実情に応じた検討・御提案、そして御相談をする必要がございますので、今後また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） 大型の物について、今後検討していただくということについては、いいのですが、どうしても大きな倉庫でなくてもいいと思うんですね。要は各自治会館の中に入れられない道具類については、やはり別のね、やっぱり倉庫がどうしても必要になってくるというふうに思うのですが、その倉庫は無理なんですか。

議長（森田 瞳） 吉田課長、ちょっとすまんねんけども、今、質問のことで、防災のことで諸機材、今は各消防団に、要するに諸機材を防災の関係でお渡ししているという今までの経緯があるやんか、投光器なり。先ほど松田議員がおっしゃってた色々、諸々のことで、その辺のことについて今の現状で各消防、自治会に出しているということじゃないねんやろ。そこの消防を対象に出しているということと、自治会を対象に出しているということ、ちょっとここ分けてしないと、今、一緒になってるからと思うさかいに、その辺ちょっと答弁で、いい案があったらちょっと答弁してください。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課の吉田です。自席から失礼します。今、消防の分の

資機材としましては、令和2年度にコミュニティ助成の分を使わせていただいて、各消防団の分団にカセットボンベの発電機等を実際、持ってもらってます。実際、その保管場所としましては、公民館とかに置いてもらっているのが今、実情でございます。普段は、消防団で使わない時とかは利用してもらっても、有効利用してもらったら大丈夫かなと思うんですけど。

あと、それに伴い今年度につきましては、そのプラスアルファで、言っているライトを支給するというのは消防団に、発電機に伴う分の投光器は今年度支給というか、コミュニティ助成に乗せてますので、それを支給予定でございます。

議長（森田 瞳） 松田議員その辺で、ちょっと含めてまた質問ください。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ですからね、私どもが言いたいのは、そういった町でね、段取りする部分と、自治会やったら自治会で段取りする部分をもうちょっと分けてもらわないと、補助金うんぬんは、今の物もひっくるめてね、補助金を出しますわという話ですから、やっぱりそういう区分けをね、した上で、自治会としては、そういう物を除いた、こういう物を優先的にね、やっぱり購入してくださいという物があれば、はっきりして欲しいなというところですね。補助金と言ったって、大した金じゃないから、なかなか買いにくいんですけどね、実際には。

たまたまの話を例に出しますと、私が議員になりたての頃でしたかね、令和元年ですから。三重県の東員町という所に視察研修というのを行かせていただいて、その時に、あちらの方も水害ですかね、激しい水害に見舞われておられました。その時に色々聞いてみると、やはり町として倉庫を全部持たすと、東員町は。各自治会館の横であったり、離れている所であったりとか、色々あるんですけども、そういった自治会の活動をいかに応援するかというところからですね、各自治会の方に倉庫、で、発電機、いろんな備蓄品を一括して全部、町の方からされてるんです。

高額な物をするといったら安堵町では、なかなか難しいけれども、要は町で段取りしておかなければならない物と、自治会で段取りする物というところをもうちょっとはっきりさせてですね、やっぱり町は、ここまでは、やらなあかんということですね、ちょっとやっていただきたいというのが本音ですよ。

ですから、倉庫と、大型の物については、やっぱり町が購入をして自治会に配布をするというような格好にしていけないと、なかなか5万円の金額では、購入そのものは非常に難しいというようなところもありますから、ちょっとその辺、町として頑張っていたきたいなというふうには思っております。

いかがですかね。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 議員のおっしゃるとおり、必要な物、大型の物、それから自主防災組織で備えていただく物、今、言いました発電機、それから投光器。まずは電力、それから停電になった場合ということで支給を考えている物、それについては、おっしゃるとおり整理をしながら、住民の皆さんの安全安心のために今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） それは倉庫も含めてということになるんですね。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 倉庫の必要性も含めて、整理をさせていただきながら御提案して、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） 各自治会にね、倉庫一つ必ず要るかというところは、まだクエスチョンマークのところもありますから、それは各自治会の方と相談しつつね、やはりやっていただけたらというふうには思っております。

それと、先ほど言いましたけれども、備蓄食料とかいうのは町でやっておられるというふうには理解しているのですが、それはそれでいいんですね。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課の吉田です。備蓄に関しましては、食料等は備蓄倉庫と、また避難所等に分散等しながら保管等しております。

機材としましても、町で要る機材、発電機等は町の機材として備蓄倉庫に備えております。

以上です。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） 備蓄食料についてはね、東員町の方では年間30万円、各自治会の方にね、配布をされてましたわ。ですからその食料として今現在、町で保存しているので、実際に間に合うのかどうか。

この前の石川の地震の際にも、そうでしたけれども、ある町ではもう2日間で底を尽いたとかね。いろんな話がされてますから、そういったところも含めて今後また検討、これも検討の追加になりますけれども、よろしく願いをいたしまして、この質問については終わります。

議長（森田 瞳） はい。これで松田議員の一般質問を終わります。

只今、11時20分です。11時35分まで暫時休憩いたします。

休 憩（午前 11 時 20 分）

再 開（午前 11 時 35 分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 番 増井議員の一般質問を許します。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

8 番（増井敬史） 改めまして、おはようございます。議席番号 8 番 増井敬史でございます。よろしくお願いいたします。今回は 7 項目につきまして質問をさせていただきます。

まず 1 番目、「消滅可能性自治体に安堵町が選定されたことについて」。安堵町は、超高齢化社会が進行している中で、高齢化率も 36.6% となっています。現在、住民税非課税世帯が 51.1% あります。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の増加と現役世代の減少により、住民税非課税世帯が増加することが見込まれる。町の自主財源の減少により住民サービスも低下することを危惧しています。自主財源の減少と住民サービスの低下についてどのように考えているのか見解を伺う。

2 番、「安堵町地域防災計画の改定について」。安堵町地域防災計画が改定されたそうであるが、どのように改定されたのか伺う。住民への周知についてどのように考えているのか伺う。

3 番目、「安堵町自主防災組織連絡協議会の運営について」。昨年 2 月に発足した安堵町自主防災組織連絡協議会は、昨年 10 月 25 日の役員会以来、役員会が開催されていない。今後の活動計画について伺う。

4 番、「安堵町災害対策本部の災害時のタイムラインについて」。安堵町地域防災計

画によりますと、災害発生時には、正確な被害情報の把握と伝達と地域住民に対する広報活動、適切な避難誘導と避難所開設と運営体制の確立、負傷者や災害時要支援者の救出・救護など多岐にわたる項目を同時に実施する必要性に迫られます。電気・水道・通信手段等のインフラが使用不能となり、道路が寸断され通行不能となる等、非常事態の環境となることが予想されます。そのような状況下で、協力団体や各自治会・自主防災組織などに適切な指示を出し情報収集することが求められます。そのためには、平常時から人員の配置も含めタイムラインに基づくシミュレーションをしておく必要があります。その点についてどのような取組をされているのか、これからの実施計画についてお伺いします。

5 番目、「能登半島地震への災害派遣の成果について」。今年 1 月に発災した能登半島地震に、安堵町から災害派遣のため 2 名、9 日間業務をされ無事帰庁されました。3 月議会で私の一般質問に「能登半島地震に派遣した 2 名の職員の経験を踏まえ、自主防災組織や消防団・区長・日赤奉仕団等の各種団体を対象とした防災講演会の実施をしていきたいと考えている」と答弁されています。具体的にどのように実施されるのか伺う。また、震災で被災された現地に派遣された経験により、どのように防災・減災に対する認識を持ち、それを今後の業務にどのように活かしていくのか伺う。

6 番目、「奈良県の災害時通訳・翻訳ボランティアへの参加について」。奈良県外国人支援センターが県の窓口で、奈良県内に居住及び旅行されている外国人が、大規模災害に被災された際に安全に避難等されるボランティアを養成している制度があります。安堵町内には、4 月 1 日現在 313 人の外国人が住んでおられます。外国人は災害時要支援者として分類されています。言葉も十分理解できず大規模災害に被災された場合に、パニックになりやすいと言われています。外国人に寄り添い情報伝達等の方法を講座で、より分かりやすい言葉や表現方法について学びます。私も奈良県防犯・防災リーダー養成講座受講時に登録し、昨年の夏に講習会に参加しました。最近急速に増加している町内の外国人にも対応する必要があると考えています。町としての取組を伺う。

最後、7 番目、「安堵町防災士ネットワーク設立について」。防災・減災意識の高揚に伴い、安堵町において防災士の数も急激に増加しています。自主防災組織においても、専門知識と危機感の強い防災士が防災リーダーとして中心的存在となり、自主防災組織が発展することが理想的な姿であると考えている。また、他市町では防災イベントなどに、防災士ネットワークとして参加されたりしています。町内で活動されている防災士が定期的に会合を持ち、情報交換や研修などによる活動をすることは大変意義のあることと考えています。この取組について見解を伺う。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに、「Ⅰ. 消滅可能性自治体に安堵町が選定されたことについて」、
答弁を求めます。

８番（増井敬史） 議長、すみません。資料を配っていただきたいと思います。

議長（森田 瞳） このⅠ番についての資料ですか。

８番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

（資料配布）

議長（森田 瞳） はい。Ⅰ番についての答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） 富井でございます。それでは増井議員の御質問についてお答えいたします。

消滅可能性自治体につきましては、国の人口戦略会議が、令和６年地方自治体「持続可能性」分析レポートで、移動仮定の若年女性人口の減少率が２０２０年から２０５０年のまでの間に５０％以上になる自治体、全国で７４４自治体となりましたが、として公表した物でございます。本町といたしましては、第５次安堵町総合計画・第２期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和４年３月に策定をいたしまして、持続可能なまちづくりの取組を進めている中、このような報告が公表されたことについて誠に遺憾に感じしております。

人口減少や高齢人口の増加は本町だけでなく、国全体での課題であります。この公

表を受けて、全国町村会は総務省に対し緊急の要望書を提出されたところでございます。要望書では、国全体で人口減少する時代を迎え、自治体の努力だけで改善を図ることは困難であること、そしてまた、これまでの国の取組を検証し、自治体の少子化対策や、地域振興策への財政支援を強化すること等を求めています。

「消滅」という表現は、公表された自治体に対し大きなダメージを与えます。またさらに、本年初め、能登半島地震が発生し、そこから復興に向けて頑張っていこうとする、そのような中、この公表について影響は大きいかとも思います。

本町といたしましては、他の自治体と人口の奪い合いをするようなことは、考えておりません。企業立地や産業の振興、そして農業の振興を図り、また交流人口や関係人口の増加によりまして、町の活性化、そして元気あるまちづくりに繋げていきたいと考えております。

人口減少に歯止めが掛からない現状ではございますが、そのような中でも住民が安心して暮らすことができるよう国・県・他の自治体と連携し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 今回この、消滅可能性自治体としてですね、安堵町が選ばれたことにつきましては大変、重く受け止めておりまして、近隣の中でですね、生駒郡とか、北葛とかですね、西和7町の中でも安堵町が消滅する可能性があるということで、まず大きな問題でですね、今すぐに問題を解決することはできないのですが、本当に消滅の可能性があるのかどうかですね、私なりに過去の同じような人口減少問題、2、3回一般質問する中で、データもありますので、それをちょっと配らせていただいた次第です。

それで、まずA4の、こっちの方ですね、安堵町大字別人口年齢3区分別人口児童生徒数比較表というので、これが平成28年4月1日と書いてるんですが、約8年前ですけれども、これを何で配ったかと言うと、まず高齢化率がですね、現在36.1%なんですけれども、この各自治会によってかなり高齢化率が高くて、年少人口が少ないという所が、ボツボツ出てきておりまして、今回はちょっと残念ながら、住民課の方で年齢3区分大字別が出ないということだったので、この古いデータで申し訳ないの

ですけども、これでちょっと説明させていただきたいと思います。

まずですね、一番この高齢化率が高いのが、新法隆寺団地ですね。63.27%。40%を超えているのが、丸を打っていますように、柿の里団地で41.11%、岡崎が47.19%、下窪田が45.33%、興人団地で42.05%ということで、これ8年前のデータですので、今現在どうなっているかは、わからないのですが、多分これより進んでいるのではないかなというふうに思います。

それと、少子化ということで、各自治会とか大字でですね、子供さんが少ないということをお聞きします。笠目におきまして、川の東側に住んでいるのですけども、3人しかおられなくて、全体で12人というようなことで、去年は20人だったんですけども、12人というふうに、だんだん減ってきているなということで、実感として感じておるということで、学校の方もですね、1クラスで大体いってるんかなというふうに思います。それで、赤丸を打っている所が少ない所ということで、柿の里が12人、岡崎が12人、西安堵が9人、小泉苑が13人、新法隆寺と興人合わせて12人、若草の里が11人。ただこれは8年前ですので、ちょっと最近のデータではないのですが、この傾向が続いているのではないかなというふうに思っています。

1枚目につきましては、そういうことで各自治会によっては、かなり高齢化ですとか、過疎化と少子化が進んで厳しい状態になっているということでございます。

時間の制限がありますので、次にいきます。それと、こちらに7枚でですね、ホッチキス留めしてあるうちの1枚目ですね、安堵町住民税非課税世帯数の推移ということで、令和3年、4年、5年と、これは住民課に依頼して、税務課で出していただいたデータなんですけども、これがですね、私がびっくりしたのは令和5年度です。3,554世帯、世帯分離も含んで、ちょっと多いのですけども、それで1,811もあるということで、半分以上あるということで大変驚きましてですね、勝井課長に聞きますと、前からこんなもんやでということなんで、後でちょっとこの辺、確認したいと思います。

それと、次が出生数ですね、これが6年間、去年も取ってますので追加して、今年が31人ということで、このまま小学校ですね、6年たつということで、だいたい1クラスあるなということですね。

それと、次2枚目がですね、住民税額の推移ということで、これが前回平成28年に住民税ですね、年代別の住民税の平均を出した訳なんですけども今、この三つ目の2026年の予想ということで近いと思うのですが、要は、この人口が、所得金額を固定してですね、人口が減っていく訳ですから当然、住民税も減っていきますよということで順番、一番下の所ですね、減少率が2021年がマイナスの8.29%で、2

6年がマイナスの14.91%と順番に減っていった、2041年にはマイナス35.58%ということになりますよということで、これで本当に安堵町の財政ですね、住民サービスを低下せずにいけるのか。地方交付税ですか、あれがどれだけ貰えるのか、ちょっとわかりませんが、その辺ね、ちょっと危機意識を共有したいなと思うんです。

それと、次に令和6年4月1日現在の人口ピラミッドですね、これは日本人のみでございまして、その2枚、3枚後に平成29年の人口ピラミッドがあります。これで比較をしましてですね、高齢者というのが65歳以上ですので、今回は2,554名、38.14%。外国人を除きますので、ちょっと上がってるんですけど、前回は31.9%で、6.2%上がると。これ33%以上になると、ちょっとヤバいのじゃないかということを知ったことがあります。ちなみに全国の高齢化率の平均はですね、28.4%ということです。

それと15歳から64歳の生産年齢人口がですね、平成29年では58.7%あったのですが、今回は53.29%ということで、5%以上減少していると。要は税収、この働く方がですね、ほとんど納めてはるやろうということで、それが税収が減って、高齢者の年金生活の方が増えるということです。

それと、年少ですね、0から14歳が前回は694人、9.37%だったのですが、今回は560人で8.36%、要は子供さんも減っているということです。

それから、次ですね、外国人の方ですね、住民記録外国人国籍地域別人員集計表というのがあろうと思うんですけど、私もこの表を見てびっくりしたんですけど、去年も取ってるのであまり今回は、びっくりしなかったんですけども、1位がですね、ベトナム人181人、2位 中国人41人、3位 ネパール16人、4位 韓国14人、5位 インドネシア13人、6位 ミャンマー10人ということで、4月1日現在では313人おられると。7,000人いるという中で313人おられるということで、日本人は6,700人弱ですか、しかないということでございます。

資料につきましては、そういうことで、ちょっと長くなりましたけど以上です。

今回はですね、特にこういうふうにして欲しいというのではなくて、時間も限られているので、そういうことで危機意識を共有するというので、私の方は、そういうデータを提供してですね、共有したいということで1番目の質問は終わりたいと思います。

議長（森田 瞳） はい。質問は、これで終わります。次に「2. 安堵町地域防災計画の改定について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは増井議員の御質問にお答えをいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条において、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のための処理すべき業務等を具体的に定めた計画となっております。平成28年3月に安堵町地域防災計画の見直しを行ってから、9年ぶりに本計画の見直しを行いました。

今回の改定については、近年発生した災害等の教訓及び防災関係法令等の改正、そして国・奈良県の防災方針を反映をいたしまして、経年変化したもの、地域特性の実情に即した実効性の高い計画にすることを目的に改定をいたしましたところでございます。

具体的なものとしましては、前回の改定から今回の改定までの間に、特に平成28年熊本地震、そして平成28年の台風10号の災害、そして令和3年7月の大雨等の災害対応、コロナ感染症の対応、その他最近の施策の進展等がありましたので、それを踏まえて主に、住民への正しい避難行動の周知、そして避難勧告・避難指示の一本化、組織名称等を修正したものでございます

今回、安堵町地域防災計画の全体版以外に、概要版も作成をしているところでございます。

安堵町が防災・減災の取組として、安堵町地域防災計画の改定版を広く住民の皆様にも周知してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 今回、安堵町地域防災計画ですね、安堵町地域防災計画があること自体を知らない方が大半であると思うんです。それで、概要版も作っていただきましたの

で、その概要版はですね、できるだけ広く配っていただいて、

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。

（正午のエルラド放送）

議長（森田 瞳） はい。続けてください。

8番（増井敬史） 素晴らしい概要版まで作っていただいて、大変ありがたく思っております。それはどの範囲まで配る予定をされているのでしょうか、お伺いします。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。安全安心課長。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課の吉田です。自席から失礼します。議員の御質問にお答えします。

どのように周知ということで、先に町のホームページにですが現在、全体版を掲載させていただいております。概要版につきましても掲載していただく予定で、また広報についても掲載させていただく予定でございます。予算に関しましては、広報等に載せるのは0円でございます。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 本体は何ページぐらいあるのでしょうか。それ結構お金がかかりますよね。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 全体版につきましては令和５年度の事業で実際、作成等はできておるところでございます。

その言っている６年度に関しましては、その言ってる予算に関しては、広報に載せる経費として０円ということです。

８番（増井敬史） はい、ありがとうございます。この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 増井議員、よろしいか。

８番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） それでは、続いて「３．安堵町自主防災組織連絡協議会の運営について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは増井議員の御質問にお答えをいたします。

本町は、各地区において自主防災組織の結成及び育成を推進しているところでございます。現在では８地区９組織が結成をされております。

議員仰せの「安堵町自主防災組織連絡協議会」は、令和５年２月１６日に発足をし、自主防災組織等、相互の協力体制と活動の充実、そして情報交換や防災リーダーの育成、さらには未結成の地区への設立促進の支援等を目的に活動していただいております。

安堵町自主防災組織連絡協議会の総会は、日程調整を終えまして、６月２８日に開催を予定されているところでございます。

以上でございます。

８番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 私が思うにはですね、せっかく議会が後押しをして、自主防災組織の連絡協議会というのを設立されたと思うのですが、会長からもですね、事務局である安全安心課の前の危機管理室ですね、に申し入れしても、なかなか動いてもらえないということですね、会合を開いてもらえないみたいなことを聞きまして、要は昨年10月にですね、役員が決まって、そこから今度の総会が6月28日ですね、間8か月ほどあいてます。総会につきましてもね、5月にするんかなと思ったら6月になるし、規約を見ますと役員の任期は総会から総会の1年間となっている訳ですね、5月20何日かに総会が開かれて、1年と言ったら同じ今年の5月なんですけども、6月に総会が開かれたら1か月ほどタイムラグがある。ちょっとおかしいんじゃないかというふうなので質問をさせていただいた訳で、どんどんですね、密に役員会をしていただきたいという趣旨で質問をさせていただきました。副町長、先頭に立ってですね、よろしくお願いします。

それと、この8地区9自治会の自主防災組織の件なんですけどね、令和4年度に自主防災組織育成に係る年間計画ですね、これがある訳ですが、その時に令和5年1月から3月に各地区へ、アドバイスや進捗状況を伺いながら、令和4年度中にすべての地区において自主防災組織の結成を目指しますと。目指しますとなっているので、目指しておられたのかどうか知らないけど、今6年で、2年たってる訳ですね。それで新しい、この「まち・ひと・しごと」の計画の中でね、「魅力ある」の中で令和8年度で12年となっているから、だいぶゴールポストですね、ずらしてはるんちゃうかなと。後ろにね。

要は、もっとね、積極的に今、新しい安全安心課長も来られたことなんで、自治会の役員さんとかと接触してですね、働きかけていただいて、もっと早くね、あと四つですね、していただきたいというふうに願っておりますので、是非よろしくお願いします。

これで、質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続けます。次に、「4. 安堵町災害対策本部の災害時のタイムラインについて」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは増井議員の御質問にお答えをいたします。

防災におけるタイムラインは、災害時に発生する状況を想定して、「いつ」「誰が」「何をするか」という防災行動を時系列で整理した計画のこととございまして、防災行動計画とも言われております。事前に「いつ」「どのような」行動を災害時に取りかかると時系列で整理しておくことで、いざという時に慌てず行動を起こせるものでございます。

まずは、水害においてでございますが、当町では台風の接近、そして上陸に伴う富雄川・大和川の洪水を対象とした避難指示等の発令等に着目したタイムライン、防災行動計画を策定しております。

その中で、時系列で区切り、大和川河川事務所・奈良県・安堵町・住民・自治会等が取る行動を記載しておりまして、大雨洪水警報等が発令され、大規模災害が発生した、または発生が予想される時には、災害対策本部を立ち上げまして、設置するものでございます。災害が発生した場合には、地域防災計画に基づいて、関係団体に対して協力を求めます。

次に、地震の際でございますが、自助・共助・公助を基本として、自主防災組織をはじめ、各団体の行動計画に基づくことが基本となります。要支援者の救出・救護については各地区ごとの特性に応じた行動となります。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） ありがとうございます。この大和川の方のね、タイムラインは令和3年11月に吉村総務部長にね、私、一般質問をして、これはちゃんと理解しているつもりにしております。

私が聞いたかったのは震度6強、要は家がバタバタ倒れるという状況で、道路もちょっと通行できないような状況、その時に、規定ではですね、安堵町の地域防災計画では、震度5弱以上になると町長を本部長とした地域災害対策本部が発足、設立され

ると。議会からも議長が行ったりですね、するんですけど、私が聞きたいのは、それでね、シミュレーションされているのですかということです。

地域防災計画に書かれてますけども、消防団長さん・日赤奉仕団さん・民生委員さん、議会もそうやし、そういうことを実際、これは72時間前ですけど、0からね、30分後、1時間後、半日後、三日後と。そういうようにね、実際シミュレーションしてですね、誰がどうすると、役割分担しますよということをね、しておかないと、さあ何したらええのやら、わかりませんわ。という事態になると困るでしょということを言いたい訳なんです。

今回、なぜ質問したかと言うと、笠目のことを引き合いに出して申し訳ないんですけども、うちのね、発災したら安否確認タオルを出してもらいますよと。防災リーダー今、4人になりました。区長は公民館におります。あと民生委員は二人います。あと消防団はね、私は6人のうち、あの方は職員なんでね、消防団やけどこっちにおられるし、4人ぐらいになるんですけど、夜やったら家におるやろうけど。それで何をする、その安否確認をまずしないといけないということで、消防団の安否確認とかですね、手伝ってもらうということを考えた訳なんですけど、ちょっと本部の方のね、消防団長の意向で、そっちの方を優先せんあかんからということで、できません。みたいなことになったんですよ。防災リーダーの3人の会議でですね。

そうなると、こっちの方ね、どういう消防団の役割をされるのかとか、決まっていけど、決まってないのにそんな言われたらですね、地元の方のね、こと。消防団というのは、凄い訓練もされてるし、若い方も多いと思うので、地元の方ですね、安否確認とか救護とか避難誘導とか初期消火とか、そういうのを訓練されてるからやってもらいたいのですけども、本部は何をするのかというのが、何も決まってないんじゃないですかという質問です。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。安全安心課長。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課長の吉田です。自席より失礼します。増井議員の質問にお答えさせていただきます。

震度5以上の地震におきましては、消防団は全団員が出動します。その内容につきまして説明させていただきます。

地震発生に伴い、相当な被害が予想される場合は、各分団は直ちに消防車両を屋外

の安全な場所に待機させ、団長の指示を仰ぎます。町に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の指揮下に入り、消防班として応急対応にあたります。その消防班とは、仕事の内容としまして六つあります。

1. 管轄区域の警戒・巡視及び報告 2. 消防活動 3. 水防活動 4. 避難誘導
5. 被災者の救助・救出、救急業務及び人命救助 6. その他、災害対応・応急対応でございます。

この六つあるところから、優先順位をつけて対策本部が指示を出します。あともう一つ、日赤奉仕団・民生委員さんにつきましては、基本応援協力を要請してからの出動となります。日赤奉仕団は、救護厚生班として炊き出し等を実施していただく予定です。民生委員さんに関しましては、社会福祉協議会と共に救護厚生班として要配慮者の被災に関する相談をしてもらう予定でございます。

以上です。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） そうしますと、初期消火とか色々あるんですけど、地元で避難誘導とか救護もできる可能性があるということと理解してよろしいのでしょうか。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。安全安心課長。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課の吉田です。自席より失礼します。増井議員の質問の内容でございますが、先ほど申した消防班の仕事の、六つ中の一つに入っている被災者の救護・救助とか、避難誘導とか、その中に入っておりますので、本部の指示により出動するようになっています。

必ずしも、その優先順位がありますので、例えば地震等で土のうを積まないといけない、火災があった時は、そちらを優先する可能性もあります。

以上です。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） ありがとうございます。具体的にそういうふうにね、私らも消防のことは、あまり詳しくわかりませんので教えていただいて、その辺ちょっと調整というか、協議して各自主防災組織との取り合いですね、今後ですね、詰めていくということで是非また御指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

この質問は、以上です。

議長（森田 瞳） この質問は、これで終わります。次に「5. 能登半島地震への災害派遣の成果について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは増井議員の御質問にお答えをいたします。

本町は、石川県穴水町に職員を派遣いたしまして、派遣期間は令和6年2月21日から29日までの9日間で行いました。業務内容は罹災証明書を交付するための建物被害認定調査というものでございます。

派遣職員の2名は他県、あるいは奈良県内の市町村から派遣された職員と協力をして現地で認定調査にあたりました。大規模災害時には自助、そして共助の大切さを目の当たりにしたところでございます。

従いまして、大規模災害時に対応するためには、地域の自主防災組織や各団体の機能強化の必要性というのを痛感したところでもございます。

また、その各団体を対象とした防災講習会、御質問がありました件につきましては現在、日程調整中で行いまして、実施を予定をしております。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 私も一応、防災士のメンバー、正会員でございまして、こないだの総会なんかも行きました、懇親会も出たんですけど、やっぱりね、あの人らは何が違うかと言うと、使命感をもってはるなという。ボランティアやけどね。それを凄く感じまして、心強いというか、思ったんですけど。

私は一応、議員ですので、安堵町の住民の方のね、生命・財産を守らないといけないというので、防災士としてですね、こういうことをテーマに頑張っている訳ですけども、私らは残念ながらと言うか、阪神淡路大震災は後片付けをした所にね、行きました。せやけど、あんな火が燃えている所には行ってないのですけども、現場に行ったらね、やっぱり感じるものが全然違うと思うんですね、だからそういう危機感を持っていたいただいてもっと、引き合いに出してあれなんですけど、王寺は防災士の会報ですね、三郷は講演会する、こっちは防災訓練するとかね、出てるんですよ。出てないのは安堵町だけなんです。だからそういうことをね、もっと認識していただいて、防災士にもっとなっていて、だいぶ増えましたけども、全然まだ周回遅れでね、頑張ろうかという所と、王寺町みたいに、どんどん活動されている所と、ちょっとあまりにもね。頑張りが足らんのかもしれないですけど、頑張っていたきたいなと思います。

私の質問は、以上です。

議長（森田 瞳） はい。残時間止めてください。

増井議員の、まだ質問途中でございますけども、昼かなり押しておりますので、ちょっとここで一旦休憩をいたします。只今、１２時２３分でございますので、１時半まで暫時休憩いたします。

休 憩（午前１２時２３分）

再 開（午後 １時３０分）

議長（森田 瞳） 午前に引き続き、再開いたします。増井議員の続き、一般質問を行います。

す。

次に「6. 奈良県の災害時通訳・翻訳ボランティアへの参加について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは午前中に引き続き、増井議員の御質問にお答えをいたします。

現在、在留外国人の増加に伴いまして、外国人に対する災害情報の発信に関する取組として、内閣府・消防庁、そして観光庁及び気象庁が連携をいたしまして、災害時に備えてスマホアプリやWEBサイト等を利用した防災、それから気象情報を多言語化で提供をしておるところでございます。

本町においても、これらの取組を多くの外国人に知っていただけるように、公共交通や外国人を雇用している事業所等に配布をいたしまして、継続的に周知に努めてまいっているところでございます。

そしてまた、議員仰せの講習会等につきましても、必要な時期がまいりましたら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 講習会の件なんですけども、この講習会につきましては、通訳・翻訳ボランティアに登録して、その方、対象の講座でございます。ということですので、まず登録しないといけないということです。

それでですね、一応調べますと、これ西和地区ではですね、安堵町1名、多分私です。斑鳩7名、三郷3名、平群5名、王寺町3名、広陵町7名、河合町2名、上牧1名。ちょっとトータルはしてないですけど、県全体では239名ということです。それでですね、実際問題ベトナム人の方がですね、181名で去年の、令和5年の4月

の段階で132名ということですから、49名1年間で増えているということなんです。ベトナム人の方に限っては。令和5年の4月の段階で257名が313名、結構増えているなど思っているのですけども今後、やっぱり増える傾向にある。28年の段階では100名ちょっとですね、だから約3倍弱ですね、なっているということで、若い方が、さっきの人口階層の20代、30代が多くて、子供さんも日本で生まれてはると。1歳半とかですね。3年前に1歳半か2歳で笠目にもおられまして。だからそういう方が、いわゆる災害弱者ですね、要支援者になっていますので、是非またそういう方に。

ただ、自治会には入っておられない方が多いと思うんです。奈良県の方ですね、ベトナム人を対象に、週に1回、生活相談という形で支援しているということなんですけども、安堵町としましては、要は、それがね、1名、私だけということなんで、どんどん周知していただいて、ボランティアになっていただく方を増やしていただきたい。

実際どういうふうに周知していただくか、答弁お願いしたいですが。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） まずは、広報等で外国人に対する、そういった言語、多言語に対応できるようなボランティアの必要性を周知させていただき、まずそれからだと思いますので、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 私も、例の防犯防災リーダー養成講座に行った時に、担当の方が来られて、ほんたら登録だけしますということで登録したんですけども、何もわからなくて、英語が喋れたらええのかなとか、翻訳できますかとか書いてあるので、実際はベトナム語とか韓国語とか中国語なんですけども。それが聞いたら無料のアプリで何がいいですかと聞いたら、ボイストラというアプリがあるらしくて、それで何か、実際

やったことはないのですが、それを利用してくださいということで。

ベトナム人の方が笠目の公民館の横の5階建ての所にね、12人が住んで話をして皆、片言ですけども結構、日本語喋られて通じたので、あまりそんなもいらんかなと実際は、してます。

そういうことですので是非ですね、またどんどん増やしていただきたいということでお願いしまして、この質問は終わります。

議長（森田 瞳） この質問は終わります。次に「7. 安堵町防災士ネットワーク設立について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） 続いて、増井議員の御質問にお答えをいたします。

町が把握している防災士の資格を有する人は16名おられます。議員仰せの防災ネットワークという主体を近隣に向けてみますと、「王寺町防災士ネットワーク」というのが、王寺町民の防災士が結成した団体として設立をされております。そして活動もされております。

この団体の設立の経緯は元々、王寺町民の防災士が自主的に集まって勉強会を行っていたものが、令和2年2月に、王寺町防災士ネットワークとして発足した約80名の防災士を有するボランティアの団体と聞き及んでおります。主な活動は、自助・共助に基づき、自主的に自主防災組織への活動支援、そして自助共助思想の普及と啓発活動等の事業を行っておると聞いております。

当町で把握しております防災士の資格を有する方は、先ほど述べましたとおり16名でございますが、王寺町防災士ネットワークのような、自発的に防災士が集まり一つの団体を結成していますので、自助・共助の観点においては大変感心するところでございます。

安堵町内では、防災士の登録者数は王寺町と比べて、まだまだ人数的には少ない状況ではございますが、自助・共助そして公助。そのうちの、自助と共助という点で、町内の防災士の皆様に、王寺町防災士ネットワークのような、積極的にネットワーク

を設立していただいて、公助に協力していただけるように、町としましても呼び掛けを続けていきたいと思っております。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） ありがとうございます。私も王寺町ということで前回、1 年前の県会議員の選挙で若林かずみ議員という方と知り合いまして、それで選挙を手伝った関係で懇意にしております、その方も民間の防災士の講座を3日間受けて登録されているということで、先月の5月18日にはですね、防災士ネットワークの総会が、令和6年度の総会がありまして、約40名参加ということで、80名ぐらいが防災士ネットワークに登録されて、（王寺）町内には151人、防災士がおられるということで、各自治会ほぼですね、54自治会ありまして50の自主防災組織があつて、ほとんどのですね、自治会、自主防災組織に必ず一人ぐらいは、おられる計算になるんですけども。

そういうことで、どういう活動をされているかと言いますと、三つの部会があつて、広報部会・訓練部会・支援部会と、三つの部会が防災士ネットワークの中にあつて、若林さんは支援部会で今回、地区防災計画策定支援とか、高齢者・義務教育学校に対する防災啓発支援をしていると。地区防災計画8地区が策定済みで、2地区が策定中で、これから27地区目指してですね、そういう地区防災計画を、自治会の防災計画ですね、それを策定、今年中に半分になるようにしていくというような、凄く具体的に活動されているということも教えていただきました。

ですから安堵町もですね、16名、少ないですけども、どんどん輪を広げて行くために、やっていきたいと思うのですけども、どのような支援をしていただけるのでしょうか。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 防災士の皆さん今、活躍をされていますが、防災士のお仲間をどんど

ん増やしていくように、まずは防災士の資格を取っていただくような支援は今、すで
にしておりますが、その中でネットワーク、皆さんのネットワークを作っていただ
けるような呼び掛けをさせていただくということでございますので、御紹介させてい
ただける部分については支援をしていきたいと考えております。

以上です。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 8 月にですね、県の防犯防災リーダー養成講座がですね、申し込みがあ
るので是非ですね、職員の方にもどんどん呼びかけていただいたりですね、町民の方
もどんどんお声掛けしていただけるように、広報にも載せていただいたりですね、ど
んどん増やしていったきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 以上で増井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、3 番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康議員。

（森田裕康議員 登壇）

3 番（森田裕康） 3 番 森田裕康。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 件目、「こども園スクールバスの運用について」。こども園のスクールバスの、現
在の利用状況及び今後の新規車両への交換予定について伺います。

2 件目、「公用車数について」。所有する公用車が、使用する職員数、職務に対して
適正な台数であるかを伺います。

3件目、「通学時の災害、気象急変による避難対応について」。朝の通学時は多くのボランティアが見守り活動をされています。全国各地で地震が多発し、短時間に気候の急変も多くなっています。急な災害、気候変動の際の、児童生徒の避難誘導方法が示されていません。安全確保のための避難対策について伺います。

議長（森田 瞳） はじめに、「こども園スクールバスの運用について」、答弁を求めます。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民生活部長。

（吉田住民生活部長 登壇）

住民生活部長（吉田一弘） 住民生活部の吉田です。それでは、森田裕康議員の質問にお答えいたします。

こども園のスクールバスの利用人数は現在、園児154名中18名となっております。ここ数年は緩やかな減少傾向にあります。現在の利用人数の割合は決して高いものではなく、費用対効果の課題もあると認識しております。

しかしながら、一定数の利用希望が見込める間は、子育て支援施策としてスクールバスの運行を継続してまいることは必要であると考えております。

今後の、新規車両への更新予定についてですが、具体的な時期等の計画はございませんが、現在の使用車両については平成11年に購入した物で、約25年が経過しようとしております。このことから、担当課としましても、車両の更新を検討する時期に来ているというふうに認識しており、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3番（森田裕康） コミュニティバスと同じで、やはり利用される方がおられる以上は、継続していくという前向きな答弁をいただき、保護者の方も喜ぶのではないかと思います。

す。費用対効果もあると思いますけれども、今後も継続ということでお願いしたいと思います。

このスクールバスの質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） ちょっと今、森田議員の私、関連なんですけれども、部長、このスクールバス今おっしゃったけども、継続するというのを今、前提におっしゃったけども、車検が残っておる分だけで、もうそれで終わりだということ我々は以前から認識してんけども、それは間違いか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。部長。

住民生活部長（吉田一弘） 今、議長から御指摘いただいた件について御説明をさせていただきます。安堵保育園からこども園に衣替えをしたのが令和元年、平成31年の4月だったと思います。元々、保育園というのが、親の送迎というのが大前提になっておりまして、ただ、安堵保育園については、安堵町の中での保育園の位置的な、ちょっと北に寄っているというところもありまして、ずっとバスを運行していたということでございます。

こども園に衣替えする際に、バスの運行をどうしようかという議論が、なされました。その時に今回のバス、今現状のバスが壊れたら廃止するという、一旦そういうような方針を決定しておりました。恐らく議長にも、そのような説明をさせていただいていたものと思います。

ただ、ここ数年、やはり子供・子育ての支援というものに、少し重きを置いていかなければならないというような、言わばちょっと方針の転換になるんですけれども、そういったことで、このバスの利用者が、ある一定おられる間は継続が必要ではないかというような今、方針に変えております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。森田議員、すみません。ちょっとその辺のことで、以前からのそういう話のことでございましたので、ちょっと今、聞かせていただいた。

だから、保育園からこども園に、要するに変革になったという時期、まだそれでは継続していこうということが成り立ったんですな、それやったら。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長、どうぞ。

町長（西本安博） 経過からしますと、今ある車両でいけるところまで行こうやないか。ということからスタートしたんですけれど、やはり子育てを応援するということに関しては、ここまでせっかく来たんだから、やはりもう少し継続という方向に変更してはどうかということを現在は考えているところでございます。

ただ、今のあの車両規模でいくのか、少しコンパクトにするのか、その内容。それからね、中に乗っておられる見守りの女性、その立ち位置もどうするのか。検討せないかんことは、ちょっとだいぶあるんですけど、大前提としては少し続けていきたいという考えに、今ちょっとシフト替えをしつつありますので、そのところは理解をいただきたい。そういうことでございます。

議長（森田 瞳） はい。森田議員が先ほどおっしゃったように、これを継続していくということは、子育てのことに鑑みても、やはり継続することが、やっぱりいいであろうと。これは私の考えも同じでございますので。

だからその辺で、方針が替わったという段階のことを私は今、指摘していることであるので、ちょっとそのことは、そういうことがあった時代があったということだけは認識していただきたい。かように思います。

えらいすんません、時間とりまして。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

3 番（森田裕康） 簡単に終わったのは、前向きな答弁をいただいたので、これからやはりそういう形で、していただけるということですので、それ以上の質問は、しなかったということです。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。この質問は、これで終わります。

次に、「公用車数について」、答弁を求めます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井副町長。

（富井副町長 登壇）

副町長（富井文枝） それでは、森田議員の御質問にお答えをいたします。

本町の公用車につきましては、安堵町公用自動車管理に関する訓令により、公用車の安全運転の確保及び効率的な利用に関し、必要な事項を定めております。

安全運転管理者の選任や、それから公用車の車検等の管理、運転時のアルコールチェック等により、公用車の適正管理に努めているところでもございます。

公用車の所有台数等の詳細については議長、申し訳ないですが、担当課長より自席にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長（森田 瞳） はい。

副町長（富井文枝） はい。以上でございます。よろしくお願いいたします。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

公用車の台数の件でございますが、本町の公用車の所有数につきましては現在、29台でございます。近隣の類似団体の公用車所有台数につきましては、本町とほぼ同数でございます。職員が、出張や町内の事務連絡等に利用し、長期間使用していない公用車は、ございません。

災害等発生時に、町内各地へ職員を配置する際には一定の公用車が必要となりますので、現在の所有数が適正であると考えております。

以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） 車については、常時使用されなくても災害や非常事態の時に要る。最大公約数で使用して。ということをお伺いしまして、まさにそのとおりだと思います。

中には、いつも停まっているから減らしたらどうやというような話もあるのですが、やはり非常時、安堵町が水害、もし地震等あった場合に、やはり車が必要になってきます。

それとですね、その車ですねんけども、この公用車の中に車いすやストレッチャー車載の特殊車両がないということです。前々回の衆議院選挙の時でした。大雨が降って警報が出て、その時に議長が消防自動車に乗って避難民を誘導しているという姿を未だに覚えております。その時に、車いすを搬送する車両とかストレッチャーを乗せる車両があったらもっと便利だなと思いました。

今後、新規で購入される場合、高いですけども、そういうふうな車いすやストレッチャーを車載できるような車両の計画は、あるのでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 現在ですね、災害時に高齢者や車いす利用者を搬送できる車両は現在本町には、ございません。近隣市町村を調べますと、整備している市町村も、ございますので、今後検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） 前向きな答弁ありがとうございます。1 台でもあればいいのですが、なければデイサービス、あくなみ苑とか、まことさんとかが使っておりますので、古

いやつでも譲り受けられて、使用されればなと思います。

またですね、他の自治体では、よく車検が切れている車に乗っていますよというような報道がされています。当町では、まだそういうようなことがないということで安心しておりますけれども、人間がすることです。車検切れを防止するため、車両管理、車検とか任意保険とかですね、これの管理をですね、総合政策課で一括で管理するのが一番ベストじゃないかと思うのですけども、その点についていかがですか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田です。公用車の管理体制につきましては現在、各課ごとに管理させていただいております。議員おっしゃるとおり、車検切れがないようにするために、予算編成時には各課に、そのことを注意して調査した上で予算計上するように伝えております。

今後、そのような車検切れの車に乗るようなことがないように、引き続き注意しながら、現状の体制を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） 形は違えども総合政策課で、すべてにおいて管理しているという答弁をいただきました。今後も車検切れ等のないように、やはり注意して行っていただきたいと思います。

この質問は、終わります。

議長（森田 瞳） 公用車の質問、これで終わります。続いて、「通学時の災害、気象急変による避難対応について」、答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） それでは、私の方から森田議員の三つ目の御質問にお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、登下校時において急な災害等が発生した場合に、生徒児童の安全確保のため、避難対策が必要となってきます。毎年、年度当初に小・中学校から保護者の方に対して、気象警報や地震発生時における登校の対応を通知しております。見守りボランティアの方々にも、災害等発生時における登校の対応内容を共有できるよう努めてまいりたいと考えております。

本年度より、これまで以上の迅速かつ詳細に連絡できる保護者連絡ツールを導入し、災害発生時も有効に活用しているところです。ただ、予想不能な登下校中の地震については、原則として学校における避難訓練と同様、まずは身を守る行動を取り、揺れが収まり次第、登校することとなります。震度５弱以上の揺れであれば、保護者のお迎えを要請します。ただ、想定以上の揺れにより、通学路の安全が確保できず、移動が困難な場合は、その場にとどまり大人の助けを待つといった具体的な行動についても指導していく必要があることから、登下校時の災害発生時の対応について、小・中学校においても再確認されるよう指示させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

３番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

３番（森田裕康） 防犯や交通安全のボランティアに対してはですね、６月に総会があります。各種総会がありますので、その時にやはり教育委員会からも、そういうお願いを教育長か、もしくは教育次長が来られてですね、こういう時は、こういうふうにしてください。自分らでできん時は１１０番・１１９番してください。というような、私らも総会ではお願いをしますけれども、やはりそういうことを教育長、教育次長ね、どちらでも結構ですので出ていただいて、お願いしていただくということを希望します。

本当に皆さんよくして、頑張ってくださいと思いますので、誰も怪我したりしないで、児童生徒の安全を守っていただきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

そしてですね、次ですね、ちょっと教育長に質問させていただきたいと思います。前回から、昨年、通学路点検の時にもお願いをしたのですが、小学校北側の通学路にある民家、この瓦屋根がですね、地震の時に落下する可能性があります。通学路点検のアンケートでも指摘され、教育委員会へ通学路の変更を求めていますけど、未だに実現されていないところです。通学路の変更には保護者への説明を伴うことが必要なのは理解していますけども、現在できていないということについて、お答えいただけますでしょうか。

議長（森田 瞳） 教育長、その現場わかりますか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

教育長（辰己秀雄） 自席から失礼します。御指摘の対応につきましては、即刻、質問の趣旨をいただいた段階で学校側に伝えて、対応をお願いさせていただきました。通学路の変更は、基本的には地域において協議をされ、学校が承認すれば可能でございます。時間を要しているようでしたので、教育委員会から早期に改善するように指示いたしました。

今回のケースにつきましては、ちょっと前の通学路の駐車場の手前を西側通用門から入るところに変えるだけで対応が済むことでしたので、教育委員会の方からは通知しておったのですが、ちょっと学校内で、中での連絡の遅れがありましたので即刻実施をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） もう1問、教育長にお答えいただきたいのですが、毎朝、笠目から歩いて小学校へ行きます。小学校へ行ったら大体、時間があれば、だいどう元幼稚

園の横に立っておるのですけども、警察官してた時も歴代の校長、去年も1学期までは管理職の姿をよく見てたのですけども、この頃やはりこの管理職の姿を見ない。どないしてはるのかな、病気してはるのかなというような心配もするのですけども、やはり各ボランティアの方々が学校まで来てですね、管理職の姿を見ないと、この頃、先生出てきてはらへんな。というような話になります。

やはり皆さん、褒めてもらうためにやってるのではないのですけども、そうやって、たまには管理職の先生が姿を見せていただいて、挨拶をしていただくということで、なぜ今そういう、先生の仕事の内容、私らわかりません。いつも言いますように、学校の先生してはったのは教育長だけですもんけど、なんて現在、顔を見せて、見せるというか出てこれられないのかなということについて、ちょっとお答えというか、説明していただきたいと思います。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 自席から失礼します。今、御指摘の御質問に対してお答えする前に、日々子供たちの登下校のために、この議会の議員の方々も朝、お見かけさせていただくこと多くございまして、日頃の御支援にまずは御礼申し上げたいと思います。

そして今、森田議員の質問に対してですけれども、登校してきた児童との接し方、あるいは出迎え方、あるいは地域の方々とのコミュニケーションの取り方は、管理職によってもスタイルは様々で、一律になかなか指示できるというところの難しさは、確かにございます。

例えば、校舎内を巡回して登校してきた児童の様子を観察したり、手薄になりがちな職員室で保護者のやり取りの連絡や電話対応のサポートを務める場合もございまして、日ごとの学校の実態に合わせた対応をする場合もございます。

しかしながら、有形無形の地域の方々の、様々な御支援や御協力があつての学校運営でございまして。地域の方々と積極的に対面させていただきながら、会話や感謝の意を伝えながら児童を迎えることも、管理職としての大切な役割だと認識しております。ボランティアの方々の思いについても確かに、言いにくい中おっしゃっていただいているのは重々理解させていただきます。私の方から管理職に伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） その点、よろしくお願いします。そして通学路と申しますと、スクールゾーンです。これ町長、議長の後押しによって10年前ぐらいですかね、小学校の南北道路をスクールゾーンにしました。これ私、できてからよく見てみますと、町民のモラルがええのか、町と学校の指導がええのか、ほとんど車、通りません。許可車以外は通らないんです。ところが、たまに通る時もあります。継続してですね、教育委員会の方から広報紙やホームページを使ってですね、学校の前は7時半から8時半まではスクールゾーンですよという周知を毎年1回でもいいんですけども、していただくということは可能でしょうか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） できることは何でもさせていただかなければいけないと、私もその点、気になるところもございますので、毎朝、飽波神社の前までは一緒に行かせていただいて、そこから向こうがスクールゾーンになっておりますので、その姿を拝見させていただいておりまして、今のところ危険性はないということは確認させていただきますが、ただ、そういうことを御存知ない方の場合は、時々おられる場合がございますので、どちらかという町民以外の方々にも知っていただく必要は、確かにあるかなと考えておりますので、努めさせていただきます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） これは私らだけじゃなくて、皆様ここはスクールゾーンですよということを近所の方々、保護者の方々にも、その都度言っていただきたいと思います。それによって子供らの安全というのを守れるということになりますので、よろしくお願いします。

したいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで森田裕康議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続けます。6番 上林議員の一般質問を許します。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。議長のお許しをいただきましたので本日、当議会におきまして3問、質問をさせていただきます。

まずはじめに、「1. 学校給食費の無償化について」。昨年度も私の一般質問で行った質問でございますが、再度させていただきます。全国で254の自治体が、奈良県でも8自治体が、現在9自治体だと思っておりますが、学校給食費、小学校・中学校の無償化を実施しております。令和4年12月現在。ほとんどの子どもたちが食べる学校給食。東京23区すべてや青森県県内全域小・中学校を今年10月から無償化されます。大和郡山市では市立中学校の5校におきまして本年4月から無償化を開始しております。無償化する自治体が増えてきております。給食費の無償化は貧困家庭だけではなく、すべての子育て世帯の応援になると考えます。今年度歳入で法人住民税、固定資産税等、町税全体で1億4,000万円あまりの増額という説明を受けました。このお金を活用して給食費無償化を実現できませんか。

「2. 学校トイレに生理用品の設置を」。経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」が注目されております。きっかけは、大学生らの団体のオンラインアンケート。過去1年以内に金銭的理由で生理用品の購入に苦勞した人が671人中20%にものぼりました。生駒郡4町では防災備蓄品を活用し役場窓口で配布をしたり、学校保健室で希望者に配布する等、具体化が進んでいます。実際には学校の保健室で配布を希望するのは大変勇気がいることであり、トイレットペーパーと同様にトイレに設

置することを求める声が高まっております。香芝市や大和郡山市では小・中学校の女子トイレにいつでも利用できるようにサニタリーケース等を設置しております。安堵町でも各学校のトイレに実施できないですか。

「３．遊水地の上面活用について」。窪田遊水地整備の進捗状況、また完成はいつ頃になるか。その後、国から占用許可を得て活用することになります。川西町保田遊水地は来年完成の見込みで、すでにスケートパークやキャンプ場の設置が検討されております。国の補助もあると聞いております。「ひと・まちが輝き生涯快適に暮らせるまち」をめざす当町も、早期に計画していくべきと考えます。計画の内容について伺います。

議長（森田 瞳） はじめに、「１．学校給食費の無償化について」、答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） それでは、上林議員の御質問にお答えさせていただきます。

安堵町におきましては、給食費の完全無償化は実施しておりませんが、地方創生臨時交付金等を活用し、令和２年度については２か月分、令和４年度については５か月分、令和５年度につきましては２か月分の給食費の無償化を実施し、保護者負担の軽減を図ってまいりました。

学校給食法によると、学校給食の経費負担については、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費は町が負担し、それ以外の経費、食材費等については、保護者負担とすることが定められており、近年の物価高騰による食材費の増加分、値上げ分ですが、増加分については、本来であれば保護者負担が増額となりますが、令和６年度については、町からの１食あたりの補助金を３倍程度増額し、保護者負担の軽減に努めております。

給食費の無償化につきましては、子育て施策の重要な柱であると考えておりますが、町の歳出予算を公平にバランスよく執行していく必要があるため、国の方針が明確に示されていない中、安定的な財源が確保されていない現状では、町単独での給食費無償化の実施は難しいと考えているところです。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 令和6年度からは、町からの支援を3倍に増やしておるということですが現在、小・中学校15円の負担だと思うのですが、現在いくらの支援を行っておりますか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（富士青美） 自席より失礼いたします。令和5年度までは1食あたり15円、令和6年度からは小学生については42円、そして中学生については50円を補助させていただきます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 小学校が42円、中学校が50円の支援を行っているということで、大変ありがたい御解答なんです。父母からの強い要請を背に、学校給食を無償化する自治体が広がっております。同時に、給食費の無償化は財政力の違いによる自治体間の新たな格差にもなっています。残念ながら国の、子供子育て未来戦略方針の加速化プランには今回、実施は盛り込まれず、先送りをされました。子育て世代の経済的負担の軽減を図り、少子化にストップをかけることが、国や自治体の最重要課題というふうに言われております。

2022年の出生数が、初めて80万人を割り込み、24年には、今年度ですね、70万人割れとも言われております。昨日の報道では、東京都では出生率が0.99というふうにも報道されております。子供にとってかけがえのない、大切な学校給食。日本の子供の貧困率が今、OECD加盟国の中で最悪の水準にあります。子供の貧困

率は80年代から上昇傾向にあり、今日では実に7人に一人の子供が貧困状態にあるというふうにされております。

子育て家庭が負担する教育費は、教材・制服・体操服、学用品に係る費用、修学旅行の積立金、給食費等、多岐に渡っております。とりわけ、文科省の学校給食実施状況等調査によると、給食費の全国平均は、小学校では年間に4万9,000円、中学校では約5万6,000円と、給食費が大きな負担となっています。物価高騰等で家庭の経済的負担が増大する中、教育にかかる家庭の負担を軽減する必要性が高まっています。

このような状況を受けて、地方自治体が独自に給食費無償化に踏み出しています。東京23区すべて、青森県県内の市町村すべて、和歌山市、大和郡山市等、多くの自治体に広がってきております。国の臨時交付金を使い、令和5年度無償化を実施・計画した自治体は482になりました。奈良県でも、その4割の自治体が、それを利用して実施しました。

安堵町は先ほど説明がありましたように、令和2年度と令和4年度、そして昨年度、今年の2月・3月分、臨時交付金を活用して給食費無償化を実施しました。また、小中学校1食あたり、先ほどの説明では小学校42円、中学校50円を今年度から補助金として継続をして負担軽減に努めておられます。保護者から、大変助かるという声が、この2月・3月の無料になった時、お声をいただきました。

しかしながら、家計から見れば、給食費は子供が3人いる世帯では年間15万円ほど、小中学校一人で9年間、45万円にもなり大きな負担となっています。財源についてですが、市町村の予算規模の1%あれば学校給食費の無償化を実現できると各地の試算で明らかになっています。

伺います。学校給食の意義について、どのような認識が伺います。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士次長。

教育次長（富士青美） 学校給食というのは、食育という言葉もありますように皆で、特に安堵町におきましては、安堵町で作られました野菜も使用しながら、子供たちに食べていただいております。そうした食材を作っていただく皆さんへの感謝、そして皆で楽しくいただきましょう、そしてすべて食べることによって元気に過ごしましょう等という、食事の大切さを皆に学校で教えていただいているところです。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 学校給食の意義については、食育という観点から非常に重要なことであると。地域の皆さんの食材を使ったりということで、子供たちも楽しく食べる。そういう非常に教育上重要な意義があるという回答でございます。

現在、多くの自治体が、安堵町もこの2月・3月にね、給食費無償化ということをして、交付金を活用してされたのですが、恒久的に郡山市等では五つの中学校すべてで今年の4月から踏み切っております。

財源が大変な中なんですけど、小中学校の給食費の無償化にかかる費用は2,300万、安堵町でかかっておると聞いております。保護者負担が1,800万と聞いていますが、間違いないでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士次長。

教育次長（富士青美） 今、上林議員がおっしゃった額、ほぼそのとおりでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） そして第2子・第3子、二人目・三人目の子供さんの無償化にかかる費用は270万円程度と前回、伺いましたが、これも間違いないでしょうか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 自席から失礼します。ちょっと詳細なデータは今、私、持っております。

せんが、ほぼ今おっしゃったとおりだと思います。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 第2子・第3子の無償化のためには前回、吉田課長から270万というふうにお聞きしました。ほぼこの金額で賄えるということですので、私がこの質問の中で申し上げております、町税の増えた分、これを全額充当というのは、なかなか交付金の関係とかもありますでしょうし、難しいでしょうが、少子化ストップ、そして子育て世代応援、これはもう出生率から見ても、昨日も東京都0.99というような観点から見ても、70万人割れというふうにも、今年度言われておりますので、待ったなしという状況に追い詰められていると思うんです。

町税の増額分、法人の固定資産税や法人町民税等を活用してこの際、給食費無償化または軽減に活用できないでしょうか。再度伺います。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士次長。

教育次長（富士青美） 自席より失礼いたします。その件につきましては、先ほど上林議員からおっしゃったように、自治体の財政規模によって大きな違いも出てくるところでございます。財政の豊かな所でしたら手厚く、そしてやっぱり小さな規模でしたらそれなりの、身の丈に合った助成になってくるところは、致し方ないと思います。

と言いますのは、御質問の中にありましたように、今年度の法人税が高くなると御質問があったのですけれども、これは理由がありますし、今年度については1億4,000万増額ということですが、毎年この額が増額していくということではありません。年によっては多かったり、少なかったりするのとは様々でございます。

ですので、上林議員がよくおっしゃいますのが、黒字が大きいからこの施策に活用できないかと、そういった御質問が多々あるかと記憶しております。しかしながら、上林議員が御質問なさる内容も、確かに町行政としては必要なこと、大事なことは認識しておりますけれども、その他にも大事なものは多々ございます。

例えば今、国が、子供真ん中政策と、子供施策は重要なものだと、うたっておられま

すけれども、これから高齢者の数もかなり多くなってくるところでございます。この高齢者に対しても、そうしたら必要な施策、財政的に必要な施策また新たに組んだ施策を創設するようなことも考えられます。上林議員は2,000万程度だとおっしゃいますけれども、それが安堵町にとっては、そんなに小さい規模のものではないというところは御理解いただきたいと思います。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） もちろんこの、私が申し上げました2,300万程度というのは非常に大きなお金で、財政規模の大きな自治体、東京等そういうふうに踏み切っておるのですが、小さな自治体でもされているところもたくさんあり、恒久財源でやられている所もたくさん、どんどん、給食費は保護者負担というふうな、食財源とかいうふうに言われておりますが踏み切っている。全額無償にしよう。また品川区なんかは給食費だけじゃなしに、学用品まで自治体で、子供さんのピアノとか、習字の道具だとか、そういう物も、学用品の補助教材、そういう物も支援していくというふうに踏み切っている先進的な自治体もございます。

そして、どこにどの財源を充当していくか、これは自治体の大きな課題ですが今、待ったなしの課題と言われているのが、子育て世代応援。これは人口減少を止めるためには、そこを何とか特化しないと人口減少時代、午前中の質問にもありましたように、人口が大幅に減ってきて、逆ピラミッドという形になってきておりますので、その逆ピラミッドを少しでも正しいピラミッドの形にしていく方策として、この学校給食の無償化。そしてこの企業が納める税金、企業にとっても、そういう税金が給食代等に活用されたら非常に、企業としても納税の偉力というのがよくわかるし、町民の皆さん方にとっても、子供さんらの給食に充てられてるんやと、企業が来てよかったなというふうに、町民の皆さんにも感じていただけるというふうに考えますので、もう一度その辺の御答弁お願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 上林議員のおっしゃること、これは非常に大事なことだと思います。そのことは認識しております。よく例に出るのが、東京都がどうだとか、品川がどうだとか、全国の自治体の中で、これはモンスターです。ここは飛び抜けて財政力が強い。その中でそれをやっているということなんで、東京都がやっている、品川がやっている、地方もありますけれども、これを安堵町で真似せよというのは、これはもう、はっきり申し上げて無理だと思います。

増井議員が、人口が減っていく、住民税が減っていく、しかし、減った中で住民への行政サービスは、どう維持していくのかという、本当にこれから我々が考えていかないかん大きなテーマをおっしゃいました。それもそのとおりです。

ですから我々は、企業によって税収が増えてくる、これをいろんな施策の中で維持していくために、どう使っていくのかということ、これはもう待ったなしに我々に果たされた課題です。ですから2,000万だ、3,000万だ、微々たるものだとおっしゃいますけれども、これをどう配分していくかというのは大変なことなので。大きなことでもございますので今後、我々のような弱小自治体はどう動いていくのか。

これね、やったらペナルティ元々来てたんですよ。そういうこともありますので、どうしていくのかということは大きな課題として今後は考えさせていただきたい、このように思っているところでございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 東京都等はモンスターだということで、財政力が豊かな自治体は、それはそうだろうが、財政力に乏しい、豊かでない自治体は、とてもじゃないけど。というお話なんですけど、もちろんその町民税、増えた分の使い道、高齢者世帯や世代間で対立を生まないように平等に使っていくのは、もちろん大事なことですけど、今、求められているのが、やはりお母さん世代、子育て世代が本当に日本の、その今、支えておる訳ですけど、御主人が長時間労働、そして奥さんが家で家事・育児・介護等、本当に大変な状況に、ダブルケアというお話もございました。そういった状況に追い込まれている中で、食材費が2月・3月無料になった、本当に助かったというね、お声を私も直接伺っております。

非常に、どこに充てていくかと、財源をどこに充てていくかということで、ここが問

われている訳ですが、お隣の大和郡山市も決して財源が豊かではないけれども、昭和工業団地もありますが、税金というのはどうなのかと、上がっているのかということなんですけど、それでも中学校だけ、5校を無償化して市民の皆さんの、世代の応援ということに踏み出しております。

なかなか、すべて無償化ということで私、お金の要る話ばかり言うてるのですが、物事を動かすのにやっぱりある程度のお金は要りますので、そこらは、やっぱり割り振りをさせていただいて、町民が喜び、そして納税者が喜ぶ有効的な、効果的な策をね、していついていただきたい。直接、子供さんが食べる学校給食というのは、やはりすべての子供に行き渡るという面で非常に、食育ということもおっしゃいましたので、非常に重要な観点だと思うんです。ここに力を入れている自治体が多いということは、財政力が豊かではない、様々な自治体が、ここに力を入れていつているというのは事実であります。

そこで、先ほどもお聞きしましたが、これも第2子・第3子の無償化について270万、これも程度と言えは語弊があるのですが、この辺の踏み切りについて、いかがでしょうか。

議長（森田 瞳） すみません、今、上林議員の方で給食のことに関して一生懸命、今、話していただいている途中でございますねんけども、色々と町行政の方は一応、結論は出ております。

今度、このことについても含めてね、明日たまたま教育委員会の、子育てのことに關しての、子供支援の取組ということでまた明日、勉強会を開催することでございますので、この給食のことだけじゃなしに、色々と魅力ある、安堵町の子供たちのためにということは、これは念頭におっしゃったとおりでございますので、その辺でまた、勉強会の中でまた議論していくということで納得していただいたらどうでございますか。

別で勉強会をね、の中でまた色々議論して、また色々我々議会議員としても、その辺のことに關して興味のあることでございますので、一緒に取り組んでいきたいと思うので、その辺のことでちょっと簡略にお願いいたします。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） そしたら、子供子育て特別委員会で、そちらの討議を深めていきたいというふうに考えます。町として非常に大事な学校給食という認識は変わらないという町長からの答弁がありましたので、この質問は、これで終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） この質問は、これで終わります。次に、「2. 学校トイレに生理用品の設置を」、答弁を求めます。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

（富士教育次長 登壇）

教育次長（富士青美） それでは、上林議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

上林議員が御提案いただいている「生理用品のトイレへの設置」については、以前に生駒郡内の養護教諭の会議の中でも話題になったことがあり、情報交換を図りながら、それぞれの学校の実態に合わせた対応をしています。安堵小学校・中学校におきましては現在、トイレに生理用品は設置しておりません。児童や生徒の個々の求めに応じて提供をさせていただいております。

学校現場では、児童生徒が抱える様々な悩みや、その背景にある課題を把握するために、児童生徒の観察や対話を何よりも大切にしております。トイレに生理用品を設置することで、例えば経済的な理由により生理用品を購入できない生徒にとって、一時的に課題が解決するかもしれません。しかし、その背景にある経済的な課題や悩みについては、気付いてもらったり、相談するきっかけには繋がらないと考えられます。

もちろん、生理用品を他に求めることに抵抗を感じる児童生徒がいるかもしれません。そのために、希望、あるいはヘルプカードを発行したり、保健室以外でも、どの教員も提供できる仕組みを作る等、工夫をしている学校もあると聞き及んでいるところ です。

教育委員会といたしましては、町立学校に対して、こうした方法を一律に示すのではなく、先生方で議論するプロセスも大切にしていきたい意思もあります。そして何よりも、生理用品に限らず、子供たちと日々接する教職員が、気軽に何でも相談できる相互の関係性づくりに努めることが重要であると考えております。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 生徒との対話を大事にして、生徒の課題や経済的な理由で買えないとか、そういう課題や悩みを聞く場でもあると、保健室まで取りに来てもらった場合は。カードを発行している所もあるというような回答で、生徒とのコミュニケーションを大事にするために取りに行ってもらっているという側面もあるということの御説明でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大で雇用状況が悪化した時に、特に女性に深刻な影響を与え、生理用品を買えない、利用できない、生理に関する教育にアクセスできないという、生理の貧困が問題になりました。これまで潜在化していた女性を取り巻く生理・健康についての課題が顕在化いたしました。20代の会社員や学生で構成する任意団体「みんなの生理」が行ったアンケートによりますと、金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した若者が20.1%、生理用品でないものを使った27.1%、交換する頻度・回数を減らした37%というふうな結果が出ております。

また、親が買ってくれない、ネグレクト等、親などから生理用品を買ってもらえない子供たちがいるというふうな指摘もあります。虐待や、親から買ってもらえない、世界月経衛生年を迎えた、この5月28日に、ベルギーの首都ブリュッセル市では、全中学校の生理用品の無料配布を決定しました。世界的にも欧州をはじめ負担軽減に向けた取組が各地で進んでいます。日本の全国の自治体でも、関連施設や学校等で生理用品を数量限定で無償配布している所が多く見られるようになりました。厚生労働省調査。奈良県議会では経済的な理由により生理用品が十分に使えず、健康な生活が脅かされることがないように、児童生徒をはじめ、すべての女性が健康で衛生的な生活を保障するための支援を行うことを求める意見書が採択されました。受け取りやすい体制を整備し、学校や公共施設に無償で使える生理用品等の設置を行うこと等を求めています。

県内でも取組が進み、防災備蓄品等を活用して配布する自治体が多く見られています。安堵町での防災備蓄品等の配布実績、生理用品についての配布実績は、どのようになっていますか。

議長（森田 瞳） 安全安心課の吉田課長、いけますか。

安全安心課長（吉田貴史） 安全安心課の吉田です。生理用品の備蓄ですが、令和3年か4年ぐらいの時の、備蓄の入替えという分で、その分は社協さんを通じて配布させてもらった経緯はあります。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） すみません吉田課長、突然。社協に伺ったのですが、この間、社協で配布したのが、小学校・中学校に41個、そしてお母さんの、子供さんとの講習会・勉強会、おむつとかね、その時に51個配布しておると。それも防災備蓄品、有効期限があるのですが、これを活用して学校等、それと保護者の方に配布をした実績があるというふうにお聞きをしました。

香芝市等では、すべての市立小・中学校の女子トイレに、いつでも生理用品を利用できるようにサニタリーケースに入れて設置をしました。サニタリーケースは生理用品を衛生的に保つための物で、その色や形は学校現場の意見を参考に作られています。

大和郡山市でも、市立中学校の女子トイレに生理用品が設置され、トイレで使うだけでなく、生徒が持ち出せるように工夫してケースに入れて置かれております。

最近では、三郷町。去年の12月から各トイレに設置しております。三郷町では去年の12月に各トイレすべて、三郷小学校・三郷北小学校・三郷中学、三つ学校があるんですけど、すべての女子トイレに設置したということで、去年の4月から11月の使用実績と、12月から今年の2月の使用実績で急激に変化が表れました。三郷小学校では、去年の4月から11月、生理用品を取りに来た人が、多分保健室だと思うんですけど9個、12月から今年の2月は99個出ております。北小学校では、4月から11月は15個、12月から2月は71個。三郷中学では、4月から11月が63個、12月から2月では211個。数倍の、物凄い出ているということで、その設置状況を伺いますと、三郷小学校では設置ブース50か所。北小学校では19か所。三郷中学では27か所。それぞれ2個か3個、ケースに入れておるということです。ちなみに今年の3月から5月は、三郷小学校75個、北小学校11個、三郷中学85個というふうに向っております。非常にその設置した後と前では、生徒が持っていく個数に大きな変化が表れております。

ちなみにもう一つ、王寺町。こちらも、この12月から設置して、洗面台の横に設置をしておりますが、個室に置いてという要望がありました。また三郷では、今日、忘

れたから4個使いました。と保健室に報告に来る子供がいた。北小学校、先生四つ使いましたという、わざわざね、言ってくれる子とか、保健室に取りに来ていた子供が、ばったり来なくなったと。それは会話が減るかわかりませんが、保健室に行く用事がないから取りに行かなくなったと。トイレに置いてあるから持って行かなくていいという子がいて、私が思うのは、そういう教育環境。今日、忘れたらどうしようとかね、先生に言わなアカンとか、経済的な理由とか、そんなのをイチイチ言う必要がないので、こういうふうに格段の、生理用品をトイレに設置したら格段の数値の変化が表れたということで、是非、安堵町でも取り組んでいただきたい。安堵町でも防災備蓄品、これを活用して学校のトイレに設置できないですか。以前、親からの要望としてお聞きしております。

議長（森田 瞳） 町長、ちょっと答弁してください。

町長（西本安博） はい。以前に吉田君、防災備蓄品で、したこともあるんやな。そういう実績もあるようでございますので。

買うことは容易だと思います。ただ、どこにどう配置して、どう活用するのか。これは一応、やはり学校現場が十分に考えていただくことだと思いますので、教育長を通じて学校現場とまた調整をしてみたい。このように思っております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） もし防災備蓄品を活用できるのであれば、三郷町等では生徒の掃除の時に。

議長（森田 瞳） 上林議員。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） 今ね、町長は、それを採用していこうとおっしゃってるねんから、だから教育長と、また学校関係の部分として、そのところで、どこへ設置するということの部分は、詳細はまた決めてもらいましょうや。もうそれでわかりました。

6 番（上林勝美） 活用の仕方がね、生徒がトイレトペーパーを補充して、その時に一緒に生徒がやっているというふうに伺っておりますから。

町長（西本安博） そんなことも含めて考えていきます。

6 番（上林勝美） はい。

教育長（辰己秀雄） はい。

議長（森田 瞳） はい。教育長。

教育長（辰己秀雄） 自席から失礼します。この論議につきましては、生駒郡内におきましては、使用実績というあたりにつきましては、三郷町の例を上林議員は出していただいたと思います。私も把握しております。ただ、3、4年前に、この論議が生駒郡内で活発に行われた時期がございまして、それは校長会や養護教員部会等で、たくさんの議論を重ねてきた経緯がございます。

生駒郡内では、三郷町以外につきましては、私どもの町立学校と同じような対応をさせていただいているのが現状です。

ただ、支給のことについては物品の担保する、物品は、きちっとあるのかということについては学校や、児童生徒から困り感があったり、不足感があったりとかいうことは聞いておりませんし、私の方の耳には入っておりません。また、防災関係の、それを利用するということについても、うちの方の町では御理解を十分いただいておりますので、そのことは、いくらでもお願いすることは、できるとは思っております。

ただ、教育の視点で申させていただきますと、単なる、生理用品だけに限らず、安堵町の町立学校というのは本当にスケールメリットがある、ある意味コロナ禍の時もそうでしたけれども、小さいがゆえに非常に利点があるというところもあります。例えば、教育委員会といたしましても、管理職にしましても、児童一人ひとりの生徒のことが、担任以外でも大体把握できているという状況があったり、そしてそちらの各家庭の状況、子供の兄弟の状況等も、つぶさに把握できている、他の市町村の町立学校よりも、そういうメリットを有しております。

それは、これまで同じように積み上げてきたところがあります。例えば、生理用品にいたしましても、単なる物品の提供方法としてどう考えるかという視点だけではなく

て、一人ひとりの子供たちの現状から、多様な家庭的な、あるいは個別的な事情を汲み取って、しかも同じ家庭であっても、その時々で状況が変わっていることも把握しながら、会話を大切にし、必要な時に、困った時に自分で声を出して、そして希望を伝えたりできる、そういう力を子供たちに育てていきたいという願いを共通化しております。

一方また教職員は、生徒たちが何でも相談できる環境づくりの一助にしたいという願いを強く持っております。3年、4年前の議論から、学校現場の一人ひとりとも論議をしながら、そういう積み重ねをしたいので、こういう形を維持したいという要望も聞いております。

教育委員会としては、その願いも踏まえた上で、一律な対応ということには、なっていないかも知れませんが、そういうことの思いというのは大事にして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 防災備蓄品を活用してということは、やぶさかではない。それをしていきたいということですので、それを是非とも配布しやすいようにやっていただきたいと思うのですが、生徒とのコミュニケーションの機会というのは、その生理用品の配布だけじゃなしに、日々あると思いますのでね。この生理というのは女性にとって本当に大変なことですのでね、気兼ねなく教育を受けられるという、生徒の側に立って、教育を進めていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「3. 遊水地の上面活用について」、答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 事業部の廣瀬でございます。上林議員の御質問にお答えいたします。

御存知の内容ではあると思いますが、改めて遊水地事業の概要を説明させていただきます。

奈良県の雨水は大和川により大阪湾に流れ込みますが、県境の亀の瀬狭窄部により大和川の流れが阻害され、奈良盆地内の洪水氾濫が起こっております。そこで、奈良盆地内の雨水を一時的にためることによって、洪水被害削減を目的とした遊水地事業を現在、国・県協力の下、進めることとなっております。

また、川西町・斑鳩町と当安堵町の3か所で、その進める事業に対します整備計画を作成しており、安堵町窪田地区にできる遊水地は奈良県内でも最大となり、整備面積は約23ヘクタール、予定貯水量につきましては外水・内水と合わせて約90万トンでございます。同時に周辺の道路整備も行う予定であります。

安堵町の住民の安全と安心な生活を守るためにも早期の整備完了を優先して欲しいと国の方へも要望いたしております。底面や一部構造物の計画は今も国の方で作成中ではありますが、完成は当初の計画どおり令和8年3月末と聞き及んでおります。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 只今、遊水地の概要によると、令和8年の3月末の完成ということで、あと2年を切ったという時点になっております。現在、当該箇所では遊水地整備事業と併せて周辺道路の整備、防災ステーションの計画、ごみ中継施設の建設が進められようとしています。安堵町が大きく発展できる機会だと思います。

とりわけ、遊水地の活用については住民の皆さんから注目されており、地域活性化の起爆剤になる要素を持っています。遊水地の上面活用について現在、どのように進んでいますか。川西町の保田遊水地の2倍以上の23ヘクタールと、広大な広さです。各種スポーツ広場やキャンプ場・散策コース・ミニゴルフ、様々な利用ができると思いますが、いかがでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。今現在、上林議員がおっしゃいました上面利活用に対してですけども、色々な要望・意見はあることは承知しております。利活用につきましては、遊水地事業の進捗と併せて、以前より定期的に勉強会を開催させていただいており、議員皆様と意見を交わしております。

改めて議員勉強会を開催させていただきたいと思っておりましたので、この場での回答は控えさせていただき、この会期中の６月１０日に勉強会を開催させていただきたいと思います。

その折には、国の出先機関である大和川河川事務所の担当者も同席していただくことになっておりますので、最新の状況や今後のスケジュール等、説明をいただく予定をしております。

利活用の質問等は、またその時にお願いしたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。今、廣瀬部長の方からおっしゃっていただいたとおり、６月の１０日ですね、１０日の日に河川事務所の副所長ですか、課長も。等々お出でいただいて、我々議会に全般的に説明したいという機会を設けておりますので、後の詳しいことは、それ以後にまたお気づきの点がございましたら町当局にまた問い合わせさせていただけたら。上林議員がですよ。と思いますので、それでよろしゅうございますか。

６番（上林勝美） はい。最後に。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

６番（上林勝美） この月曜日に議員と町側で、河川事務所も入った中で、そういった趣旨について、また意向について質問等、課題を共有して、あと２年を切った遊水地の上面活用、これについて深めていきたいという発言ですので、それに委ねていきたいと思いますが、遊水地の活用で、全国で国交省なんかが凄いたくさん挙げてるのですが、私、知らなかったのですが、横浜マリノス、新横浜公園鶴見川日産スタジアム、これも遊水地の中に建っていて、柱１，０００本で上面のサッカー場を支えているということで、遊水地の中にできている大きな施設としては、日本最大級の施設だと思うのですが、ここまで安堵町はね、あれなんですけども、様々な活用用途が国交省の河川事務所のホームページに挙がっておりましたので、それをまた活用して町民の皆さんと町行政、そして議会。一緒に頑張って、いい結論を見ていきたいなというふうに考

えを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） この質問は、これで終わります。

以上で上林議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、本日の日程は終了いたしました。

次回の本会議は6月17日、午前10時開会の予定です。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでした。

散 会

午後 3時04分
